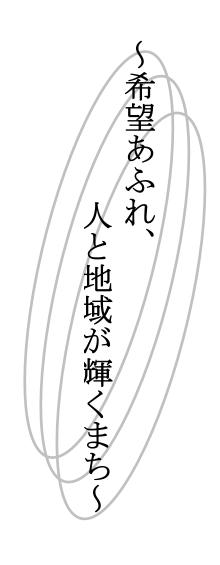
第1次 和水町まちづくり総合計画 2008~2017



熊本県和水町

はじめに

。。 ~「希望あふれ、人と地域が輝くまち」をめざして~

和水町として誕生するまで旧菊水町と旧三加和町では、それぞれの 総合計画に沿った施策が展開されてきました。

現在、和水町は少子化と高齢化が進行し、人口が減少し続いている 状況の中、財政の状況も厳しさを増して極めて厳しい環境にあります。



このような状況の中で、豊かな自然と歴史を舞台に、すべての町民が光を放ち、夢と希望を持って活動する町、すなわち「希望あふれ、人と地域が輝くまち」を町民と行政が協働しながら築いていくための「和水町まちづくり総合計画 2008~2017」を策定しました。

この計画は、合併にあたり策定された新町建設計画の考え方や方針を基本として、和水町の目指すべき将来の姿やその実現に向けた取り組みを明らかにしたものです。

これからは、厳しい財政状況の中でふるさと和水に暮らすすべての町民が我が町への誇りを高め、持続発展が可能なまちづくりを進めるために、本計画に掲げた諸施策を町民と行政との協働、男女共同参画などのもと推進してまいります。

町民の皆様の積極的な参画をはじめ各種団体のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定にあたり熱心にご議論いただいた振興計画審議会及び議会 議員の皆様をはじめ、町民意識調査、町政座談会、聞取り調査などを通じて貴重なご意見・ご 提案を頂いた町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 20 年 3 月

和水町長 坂 梨 豊 昭

目 次

第1部 基本構想
第1章 総合計画の策定にあたって —————————
第1節 計画策定の主旨 ———————
第2節 計画の性格
第3節 計画の構成と期間 ——————
第2章 和水町の現状と課題 ———————————
第1節 自然的·歷史的条件 ————————————————————————————————————
第2節 社会的·経済的条件 ————————————————————————————————————
第3節 町民の期待 (アンケート結果より) ——————
第4節 国の潮流 ————————————————————————————————————
第5節 まちづくりの課題
第3章 和水町の基本理念と将来像 ————————
第1節 和水町まちづくりの基本理念 ————————
第2節 和水町の将来像 ————————————
第3節 総人口、世帯数の見通し ————————
第4章 施策の大綱 ————————————————————————————————————
第1節 すべての人が安心して暮らせるまち ——————
第2節 活力とにぎわいのあるまち
第3節 自然と共生する環境に優しいまち ———————
第4節 安全で快適に暮らせるまち
第5節 明日を拓く人材が育つまち ——————
第6節 分権社会に対応する自立したまち ———————
第7節 ユニバーサルデザインの推進 ——————
第5章 構想の推進に向けて ——————————
施策の体系図
第2部 基本計画
第1章 すべての人が安心して暮らせるまち【保健・医療・福祉】 ————
第 1 節 保 健 ——————————————————————————————————
第2節 福 祉 ——————————————————————————————————
第3節 医療 ———————————————————————————————————
第2章 活力と賑わいのあるまち【産業振興】 ——————
第 1 節 農林水産業 ————————————————————————————————————

第2節	商業・工業
第3節	観光・レクリエーション ―――――――
第3章 自	自然と共生する環境にやさしいまち【環境共生】 —————
第1節	ゴミ処理対策と再資源化 ———————
第2節	自然環境保全 ————————————————————————————————————
第3節	環境教育 ————————————————————————————————————
第4節	上水道の整備
第5節	下水処理施設の整備 ——————————
第4章 罗	安全で快適に暮らせるまち【生活基盤・安全防災】 ―――――
第1節	道路網の整備
第2節	住環境整備 ————————————————————————————————————
第3節	公共交通体系の充実 ————————
第4節	情報通信網の整備 ————————
第5節	消防・防災 ————————
第6節	交通安全 ————————————————————————————————————
第7節	防 犯 ———————————————————————————————————
第5章 明	月日を拓く人材が育つまち【教育文化】 ———————
第1節	学校教育
第2節	社会教育
第3節	社会体育(地域スポーツ) —————
第4節	文化振興 —————————————————————
第6章 分	↑権社会に対応する自立したまち【協働のまちづくり・行財政運営】—
第1節	自律的なコミュニティ形成 ——————
第2節	行財政運営 ————————————————————————————————————
第3節	男女共同参画 ————————————————————————————————————
第7章 <i>二</i>	1ニバーサルデザインの推進 —————
第1節	ユニバーサルデザインの啓発・導入 —————
資料編 -	

第1部 基本構想

第1章 まちづくり計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

和水町は、合併という行政範域の拡大に加え、少子化、高齢化、高度情報化、環境問題の深刻化など、社会経済情勢が大きく変化する中にあって、地方分権の進展や厳しい財政状況を踏まえた対応が求められています。

このような中にあって、和水町が一体となって、安全で安心な地域を創造するとともに、各地域の持つ歴史、風土や資源を活用した他の圏域との交流、地域の特性を生かした個性あ ふれる魅力ある地域の形成を目指します。

このため、合併時に策定した「菊水・三加和新町建設計画」の考え方や方針を基本としながらも、町民の皆様のご意見や国の政策動向を考慮して、和水町まちづくり総合計画を策定しました。

第2節 計画の性格

和水町まちづくり総合計画は、次のような性格を持っています。

1 まちづくりの最も上位に位置付けられる計画です。

和水町まちづくり総合計画は、まちづくりを進める上での最も上位に位置付けられる計画であり、まちづくりの目標とその実現に向けた方策を示しています。

2 まちづくり全般にわたる総合的な計画です。

和水町まちづくり総合計画は、まちづくり全般にわたる内容になっており、中長期的な 展望に立ち、計画的、効率的な行政運営を行なうための指針を示しています。

3 将来目標の実現に向けて、住民と行政が共有する計画です

和水町まちづくり総合計画は、行政運営のみならず、町民と行政が目標を共有し、協働 してまちづくりを進めるための考え方や方針を示しています。

和水町まちづくり総合計画の「基本構想」は、地方自治法第2条第4項の規定を根拠とするものです。

地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行な うようにしなければならない。」

第3節 計画の構成と期間

和水町まちづくり総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

基本構想 町政運営を総合的かつ計画的に行なう指針となるもので、まちづくりの基本的理念、将来像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を示すものです。計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10ヵ年とします。

基本計画 基本構想に掲げる将来像を達成するため、政策大綱に従いまちづくりの各分野の根幹的な施策・事業などを明らかにするものです。

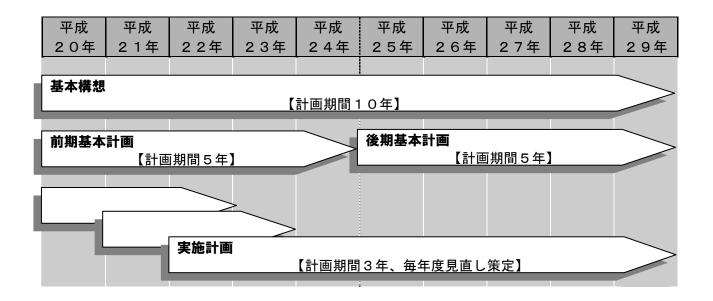
計画期間は、平成20年度から24年度までの5ヵ年とします。

なお、本基本計画は前期基本計画として位置付け、平成25年度以降の基本計画(後期基本計画)を展望する事業も登載することとします。

実施計画 基本計画に示された根幹的事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、 毎年度の予算編成などの経営方針となるものです。

基本計画に掲げられた事業の実効性を担保するため、財政計画に裏付けられた実行可能なものを登載し、可能な限り費用、財源、時期などを示します。

計画期間は3ヵ年とし、毎年度進捗状況を把握して、計画を見直し改定します。



第2章 和水町の現状と課題

第1節 自然的·歷史的条件

1-1 町の沿革

平成18年3月1日、私たちの町「和水町」が誕生しました。

和水町の名称は、旧三加和町と旧菊水町の名称から1文字ずつをとり、「和を尊び、清らかな水がいつまでも流れ続けるように」と命名されました。

江田村、花蔟村、東郷村、	明治 22 年(1889 年)	緑村、神尾村、春富村となる			
川沿村となる	町村制				
江田村から江田町へ	昭和 18 年(1943 年)				
1町3村合併「菊水町」発足	昭和 29 年(1954 年)4 月 1 日				
	昭和 30 年(1955 年)4 月 1 日	3村合併「三加和村」となる			
	昭和 43 年(1968 年)11 月 1 日	三加和村から三加和町へ			
平成 18 年(2006 年)3 月 1 日 菊水町・三加和町合併「和水町」誕生					

1-2 町の位置と特性

本町は、熊本県北西部、福岡県との県境に位置し、北は福岡県立花町、東は山鹿市、南は玉名市、玉東町、西は南関町と隣接しており、平野部の美しい農村景観と山間部の豊かな森林資源を有する中山間地域です。

また、本町は、九州のほぼ中心部に位置し、九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有し、福岡都市圏まで高速道路利用で60分、九州新幹線新玉名駅(平成23年開業

予定)を利用して35分という交通の便に恵まれています。

このように、都市への**アクセス条件のよい 地域です。

地域資源については、菊池川と緑の山々などの豊かな自然と江田船山古墳、田中城跡や豊前街道を代表とする数多くの歴史的資源に恵まれています。

産業面では、米をはじめ、野菜や果実等の 農畜産物の生産が盛んであり、また電器、精 密機械、食品加工などの企業を誘致して、農 工併進による発展を遂げてきました。



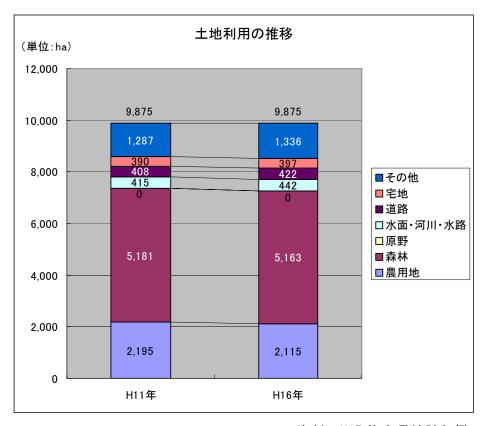
1-3 町の面積と土地利用

本町は総面積が 98.75 k $\rm m^2$ であり、特に森林面積が 51.63 k $\rm m^2$ で全体の 52%を占めていることから、豊富な自然資源を有するといえます。次いで、農用地面積は 21.15 km²、水面・河川・水路面積は 4.42 km²、道路面積は 4.22 km²、宅地面積は 3.97 km²となっています。

平成11年から16年の土地利用の動きを見ると、総面積は変わらず、農用地及び森林面積が減少し、水面・河川・水路、道路、宅地面積が増加しており、生活環境整備が進んでいるといえます。

	面積	構成比
総面積	98. 75Km²	100.0%
農用地面積	21. 15Km²	21.4%
森林面積	51. 63Km²	52.3%
水面·河川·水路面積	4. 42Km²	4.5%
道路面積	4. 22Km²	4.3%
宅地面積	3. 97Km²	4.0%
その他	13. 36Km²	13.5%

資料:H17 熊本県統計年鑑



資料:H17 熊本県統計年鑑

第2節 社会的·経済的条件

2-1 人口・世帯

(1)人口・世帯の推移

今後、日本は人口減少時代に入り、全国的に人口減少、少子高齢化が進み、地域活力の低下が懸念されます。(P6 参考参照)

本町の人口も同様に減少傾向にあり、平成17年現在は11,900人で、平成2年からの15年間で1,584人(11.7%)減少しています。

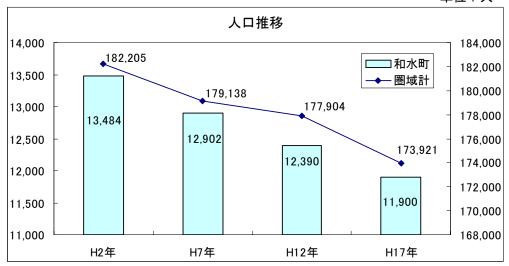
世帯数は、人口減少に比べて、緩やかな減少にあり、平成2年から平成17年にかけて8世帯(0.14%)の減少となっています。

今後は、このような人口減少傾向をいかに食い止めるかが課題であり、定住促進や子どもを健やかに安心して生み育てられる環境づくりなどの施策が求められます。

人口の推	単位:人			
年次	H2	H7	H12	H17
総人口	13,484	12,902	12,390	11,900
増減数		△ 582	△ 512	△ 490
増減率		-4.3%	-4.0%	-4.0%

資料:国勢調査

単位:人



資料:国勢調査

<u>世帯数</u>				単位:世帯
	H2	H7	H12	H17
世帯数	3,692	3,681	3,680	3,687
増減数		-11	-1	7
増減率		-0.3%	0.0%	0.2%
			`# Jul 1 + 1	

資料:国勢調査

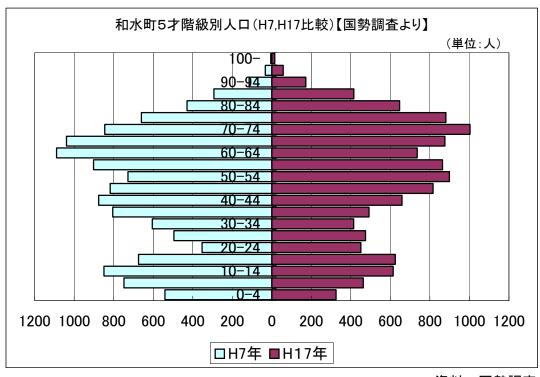
(2) 階層別人口の推移

平成7年から平成17年までの10年間における3階層別人口についてその動向を見みると、0歳から14歳までの年少人口が736人(34.4%)の減少、生産年齢人口が915人(12.5%)の減少、逆に65歳以上の高齢人口が648人(20.0%)増加しています。

今後、高齢化の進行は更に進むことが予想されることから、高齢者が健康で長生きできるような施策が求められます。一方で、若い世代の定住を目指し、雇用を確保できる産業振興をすすめることが必要です。

	0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上
H7	2,138 人	7,345 人	3,419 人
H17	1,402 人	6,430 人	4,067 人
増減数	△736 人	△915 人	648 人
H17 構成比	11.8%	54.0%	34.2%

資料:国勢調査



資料:国勢調査

参考:日本の人口について

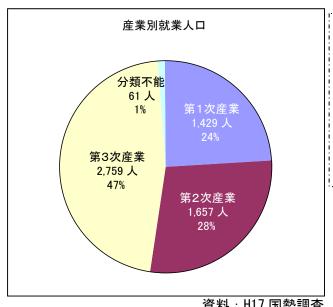
国立社会保障・人口問題研究所が推計した日本の将来人口については、平成17年をピークとして長期的な減少傾向に入ると推計されました。平成17(2005)年現在は1億2,777万人であるものが、平成58(2046)年には1億人を割って9,938万人となり、50年後の平成67(2055)年には8,993万人になると報告されています。

2-2 産業

(1) 産業別就業人口

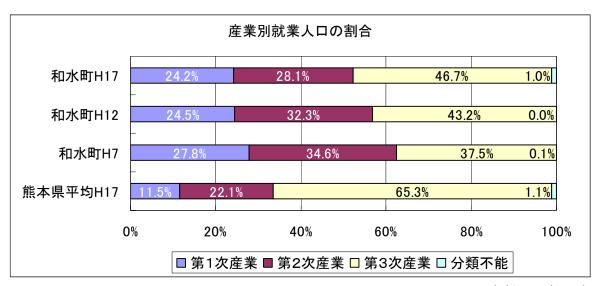
本町の産業構造は、第1次産業、第2次産業の就業者割合が年々減少し、第3次産業 の就業者割合が増加しています。

平成17年度の熊本県平均と比較すると、本町は第1次産業就業者の割合が高い状況に あります。



産業分類 第1次産業 農業、林業、水産業 第2次産業 鉱業、製造業、建設業 第3次産業 電気・ガス・水道業、卸売・小売 業、金融保険業、不動産業、運 輸通信業、サービス業、政府サ ービス、対家計民間非営利

資料:H17 国勢調査

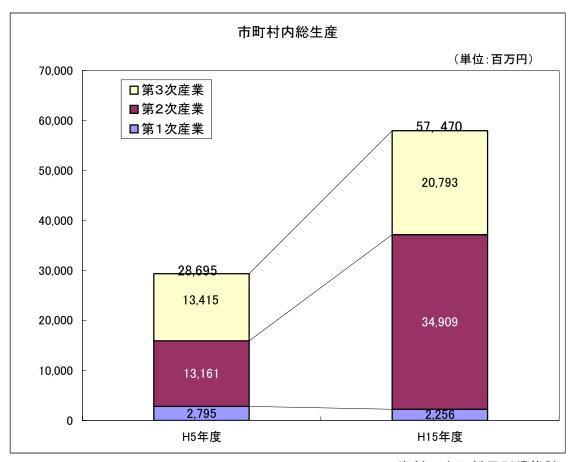


資料:国勢調査

(2) 町内総生産

本町の町内総生産額は、平成5年と平成15年を比較すると、約2倍に増加しています。 特に、第2次産業は約2.6倍、第3次産業では1.5倍など大きく増加しているものの、 第1次産業に限って減少しています。

第1次産業の主体である農業の低迷が伺えます。



資料:市町村民所得推計

*町内総生産は、1年間に町内の生産活動によって、生み出された生産物の価値を貨幣価格により評価し、これを産業活動の分野ごとに示したものです。これは町内の産出額から中間投入額(原材料、燃料費など)を控除した「付加価値」の合計です。

市町村内総生産(平成5年度)

(単位:千円)

		和水町	和水町割合	熊本県	熊本県割合	圏域計	圏域計割合
第1次産業		2, 795, 119	9. 7%	235, 332, 180	4.4%	22, 981, 585	4.9%
農業		2, 682, 125	9.3%	193, 530, 952	3.6%	19, 358, 466	4. 1%
林業		29, 304	0.1%	11, 879, 130	0.2%	817, 839	0.2%
水産業	集	83, 690	0.3%	29, 922, 098	0.6%	2, 805, 280	0.6%
第2次産業		13, 161, 296	45.9%	1, 604, 388, 203	29. 7%	200, 196, 926	42.9%
鉱業		1, 197, 612	4.2%	16, 170, 606	0.3%	3, 525, 723	0.8%
製造業	集	8, 540, 157	29.8%	1, 117, 165, 081	20.7%	159, 134, 501	34.1%
建設美	業	3, 423, 527	11.9%	471, 052, 516	8.7%	37, 536, 702	8.0%
第3次産業		13, 415, 808	46.8%	3, 729, 935, 664	69.0%	254, 501, 126	54. 5%
電気・	ガス・水道業	818, 584	2.9%	167, 996, 395	3.1%	9, 960, 778	2.1%
卸売小	小売業	1, 849, 712	6.4%	811, 531, 153	15.0%	45, 445, 093	9. 7%
金融份	呆険業	157, 465	0.5%	242, 854, 908	4.5%	11, 607, 956	2.5%
不動產	産業	2, 705, 391	9.4%	377, 038, 573	7.0%	36, 046, 722	7.7%
運輸通	通信業	1, 227, 223	4.3%	407, 350, 510	7.5%	27, 927, 700	6.0%
サート	ごス業	2, 552, 790	8.9%	990, 895, 950	18.3%	67, 613, 419	14.5%
政府+	サービス	3, 631, 571	12.7%	568, 680, 902	10.5%	44, 336, 129	9.5%
対家記	計民間非営利	473, 072	1.6%	163, 587, 273	3.0%	11, 563, 329	2.5%
小計		29, 372, 223	102.4%	5, 569, 656, 047	103. 1%	477, 679, 637	102.4%
(控除) 帰属和	利子	676, 817	2.4%	166, 022, 248	3.1%	11, 055, 668	2.4%
総生産額		28, 695, 406	100.0%	5, 403, 633, 799	100.0%	466, 623, 969	100.0%

資料:市町村民所得推計報告書

市町村内総生産(平成15年度)

(単位・千円)

<u>市町村内総生産(平成15年度</u>)				1	<u>望位:十円)</u>
	和水町	和水町割合	熊本県	熊本県割合	圏域計	圏域計割合
第1次産業	2, 256, 769	3.9%	200, 508, 141	3.5%	21, 900, 554	4.4%
農業	2, 087, 222	3.6%	177, 569, 262	3. 1%	20, 320, 838	4.1%
林業	75, 782	0.1%	7, 418, 190	0.1%	238, 110	0.0%
水産業	93, 765	0.2%	15, 520, 689	0.3%	1, 341, 606	0.3%
第2次産業	34, 909, 434	60.7%	1, 280, 398, 309	22.6%	171, 481, 632	34.3%
鉱業	1, 719, 505	3.0%	15, 123, 010	0.3%	3, 574, 564	0.7%
製造業	30, 694, 709	53.4%	960, 360, 001	16. 9%	137, 439, 918	27.5%
建設業	2, 495, 220	4.3%	304, 915, 298	5.4%	30, 467, 150	6. 1%
第3次産業	20, 793, 237	36.2%	4, 392, 628, 066	77. 5%	314, 889, 081	63.1%
電気・ガス・水道業	404, 814	0.7%	145, 740, 373	2.6%	8, 028, 947	1.6%
卸売小売業	1, 533, 258	2.7%	622, 860, 557	11.0%	32, 714, 829	6.6%
金融保険業	1, 180, 220	2.1%	297, 753, 371	5. 3%	18, 473, 359	3. 7%
不動産業	5, 416, 449	9.4%	769, 387, 177	13.6%	72, 510, 405	14.5%
運輸通信業	3, 149, 938	5.5%	393, 698, 555	6. 9%	27, 581, 298	5. 5%
サービス業	5, 207, 146	9.1%	1, 298, 396, 523	22. 9%	97, 371, 721	19.5%
政府サービス	3, 145, 106	5.5%	713, 283, 855	12.6%	45, 060, 486	9.0%
対家計民間非営利	756, 306	1.3%	151, 507, 655	2.7%	13, 148, 036	2.6%
小計	57, 959, 440	100.9%	5, 873, 534, 516	103.6%	508, 271, 267	101.8%
(控除) 帰属利子	489, 384	0.9%	202, 722, 834	3.6%	8, 904, 215	1.8%
総生産額	57, 470, 056	100.0%	5, 670, 811, 682	100.0%	499, 367, 052	100.0%

資料:市町村民所得推計報告書

第3節 町民の期待 (アンケート結果より)

町民のまちづくりに対する意見や要望について把握し、計画に反映するために、アンケート調査を実施しました。アンケート対象者は、18歳以上の町民から無作為に1,500人抽出しました。

1,500人中755人の回答があり、その回収率は50%を超えました。この割合は、郵送方式によるアンケートでは高い結果といえ、まちづくりに対する町民の関心の高さが伺えます。

アンケートでは、大まかに次の4つの内容について聞きました。

- 1「これまでのまちづくり施策の満足度」
- 2 「分野別のまちづくり施策について今後何を望むか」
- 3「今後のまちづくりの将来は何に力を入れるべきか」
- 4「まちづくりに対する自由意見」

本節では、特に、「まちづくり施策の満足度及びまちづくりの将来方向」の結果を示し、 町民のまちづくりの期待をとりまとめるものとします。

また、分野別まちづくり施策への期待については、基本構想における施策の大綱に反映 することとします。

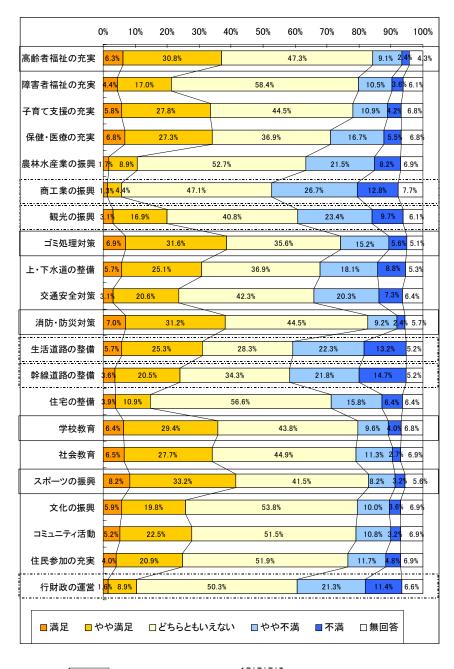
〇実施概要

I. 調査対象	18歳以上の町民から無作為抽出した1,500人
Ⅱ.調査期間	平成18年9月
Ⅲ.調査方法	配布:郵送
	回収:郵送
Ⅳ. 調査配布数	1, 500票
V. 調査回収数	755票
VI. 回収率	50.3%
Ⅷ. 有効回答数	753票
Ⅷ. 有効回答率	50.2%

3-1 まちづくり施策の満足度

旧菊水町、旧三加和町で進めてきたまちづくり施策について、"満足""やや満足"と回答した項目及び"不満""やや不満"と回答した項目について以下に示します。

	"満足""やや満足"	"不満""やや不満"
1	「スポーツ振興(41.4%)」	「商工業の振興 (39.5%)」
2	「ゴミ処理対策(38.5%)」	「幹線道路の整備 (36.5%)」
3	「消防・防災対策(38.2%)」	「生活道路の整備(35.5%)」
4	「高齢者福祉の充実(37.1%)」	「観光の振興 (33.1%)」
5	「学校教育 (35.8%)」	「行財政の運営 (32.7%)」

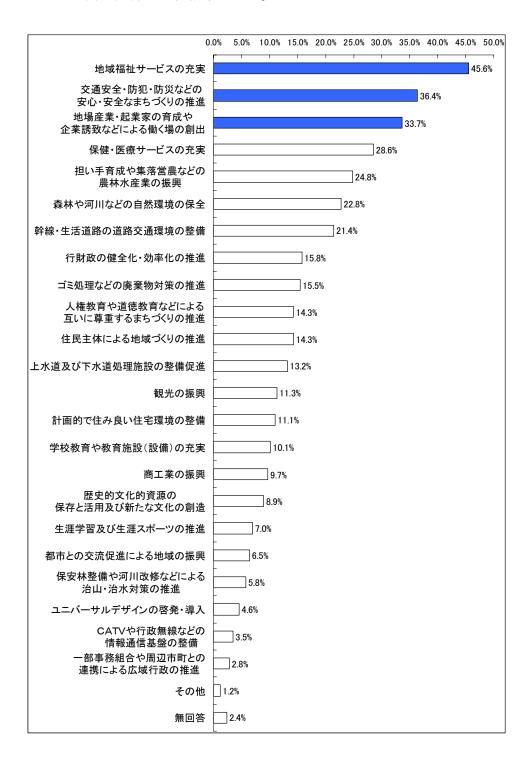


: 満足、やや満足 : 不満、やや不満

3-2 まちづくりの将来方向

今後力を入れるべきまちづくりについては、

- ○地域福祉サービスの充実(338人、45.6%)
- ○交通安全・防犯・防災などの安心・安全なまちづくりの推進(270人、36.4%)
- ○地場産業・起業家の育成や企業誘致などによる働く場の創出(250人、33.7%) が他の項目に比べ高い割合の回答結果でした。



第4節 国の潮流

国では、平成17年7月、国土形成計画法が制定され、新たな国土計画の策定が進められています。国土形成計画とは、国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画です。

計画の基本理念では、人口及び産業の動向その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、「①特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、③安全が確保された国民生活、④地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基礎となる国土の実現を目指す。」としています。

このことを踏まえ、和水町では、国土形成計画における基本的な考え方のうち、次の2点を今後の和水町のまちづくりを進めるための参考にします。この考え方は、今後本町が「人づくり」を主眼として進めるまちづくりにおいて、人口が減少する状況にあっても、行政と住民がパートナーシップを強め、「新たな公(おおやけ)」を基軸として、住民が主体的にまちづくりに関わる仕組みづくりを進めようとする国の基本方向であることから、本町の取組み方向の下支えとなると考えます。

国土形成計画中間報告(H18.11)より抜粋

「人口減少が国の衰退につながらない国土づくり」

人口減少局面にあっても持続可能な地域形成に向けて、地域の価値に目を向け、 地域資源の活用や人材の誘致・交流を促進する。

「地域づくりに向けた地域力の結集」

行政だけでなく、多様な主体が地域づくりの担い手となり、「公」と「私」の中間 領域の活動を広げるという考え方「新たな公」を基軸とする。

具体的には、地縁型コミュニティや NPO などによる体制を確立し、このような団体が地域づくりに主体的に関わる仕組みづくりを進める。

第5節 まちづくりの課題

第2節、第3節で述べた和水町の現状と課題、アンケート調査の結果から、まちづくりの課題をとりまとめます。

本町は平成18年3月に誕生し、新たな町政を歩み出しましたが、現状では過疎化、少子 高齢化などの問題が改めて浮き彫りになりました。

これを踏まえ、本町では総じて「地域力」が求められていると考えます。地域力とは、地域住民がこの地で安心、安全、快適に末永く暮らしていけるように、地域経済の発展や生活環境の充実などを図るため、自らが自律し、行政と協働による体制をとりながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力といえます。また、「自律」とは自らの意志によって判断し、自ら行動することを意味します。財政的に健全な運営を行う自治体を「自立」した自治体とした場合、本町ではコストの縮減等を含め、自らを"律する"自治体のあり方が求められます。このことから、地域力では、自律する自治体あるいは自律したまちづくりの実現を目指すこととします。

また、本町ではまちづくりの課題を克服する重要な要素は「人」であることを改めて位置づけ、まちづくりを支え、実行する人材の育成、確保、連携に力を注いでいくことを最優先してまちづくりにあたる所存です。

このことから、和水町の今後のまちづくりを進める上で、次の3点を視点として課題解 決にあたることとします。

- 地域の活力が減退しないように、地域力を高める
- 人を誘致し、交流を促進して、人口の減少を緩和する
- すべての町民が、地域を支え合う仕組みづくり

5-1 地域力の向上

本町には、96集落(資料:農林センサス)が点在しています。その多くは小規模集落で、過疎化が進み、地域の担い手が減少し、高齢化が進行しています。このことから、集落では地域産業や地域の行事などを維持することが困難になりつつあります。

特に、農業では、耕作放棄地や放置山林が増え、町の資源である豊かな自然環境や景観が損なわれるばかりでなく、農林地の持つ水源涵養機能や国土保全機能の低下による自然災害が懸念されます。また、農家数、就業者数の減少や高齢化などによる労働力の低下を踏まえ、地域内または集落内において共同による農地の保全や生産性の向上を進める手だてが必要です。

産業全般については、本町は菊水ロマン館及び三加和温泉ふるさと交流センターの2つの観光交流拠点を有すると共に、多くの歴史的文化的資源、豊かな自然資源等を有することから、今後は農業と商工業、観光が連携し、町の多彩な資源を活用した地域経済の活性化を進めることが求められます。

一方、住民生活や産業活動など地域発展のための社会基盤(道路、情報通信網、医療、 公共交通など)については、今後も整備を進めることが求められます。

なお、本町には、蓄積した知識や技術を持ち、地域や産業の中心的な役割を担い活発に 活動する元気な高齢者が増えていることから、その知識や技術を持つ高齢者が活躍する場 の拡大が期待されます。

このような課題克服の方向が地域力の向上を進めると考えます。

5-2 人の交流と誘致

日本全体の人口が減少に転じている現状では、定住人口の増加は極めて難しい状況となっていますが、本町の魅力を高め、積極的に交流人口を拡大するとともに、人口の減少緩和を図る必要があります。

また、過疎地域の指定を受けて以来、様々な施策を講じて人口の流出を防ぎ、定住の促進を図ってきました。今後も引き続き、地元の若者や UJI ターン希望者が一人でも多く、和水町で働き、定住することができる環境づくりが必要です。

このため、町内に雇用の場を確保することは重要ですが、周辺市町や熊本市、福岡市などへの通勤も可能なことから、町外に働く場所を求めたとしても、住まう場所は和水町を選んでもらえるように、定住環境の充実を考えていく必要があります。

5-3 地域で支え合う仕組みづくり

人口が減少し、少子化と高齢化の進行が予想される中、安心して生活するために、町民が互いに協力し、支え合うことが重要です。

このため、高齢者が安心して快適に暮し、子どもたちを健全に育成するには、家庭ばかりではなく、地域全体で見守り、助け合うことが求められます。そして、保健・医療・福祉と教育・文化が連携した体制づくりが必要となります。

また、地域では過疎化・高齢化によって地域運営が困難になることが予想されることから、地域内または地域間が連携した新しいコミュニティ(住民自治組織)を作り、自分たちの地域は自分たちで守るという意識の醸成と実践が求められます。

第3章 和水町の基本理念と将来像

これまで、和水町の現状、町民アンケート調査結果(町民意識)、まちづくりの課題など、本町が置かれている状況を見てきました。

それらを踏まえ、和水町の基本理念と将来像を次のように定めます。

第1節 和水町まちづくりの基本理念

『和水町は、

豊かな自然と先人達が築いてきた歴史を舞台に、多彩な光を放ち、夢と希望が広がるまちを目指します。』

第2節 和水町の将来像

「希望あふれ、人と地域が輝くまち」

(1) 心豊かな人が育つまち

和水町は、青少年の健全育成に努め、地域で子どもを育てる体制づくりを進めます。また、町民が教養豊かで文化の薫り高いまちを目指します。

さらに、郷土に誇りを持ち、地域を支える人材や組織・団体の育成を図り、住民が一体となった自治の体制強化を目指します。

(2) 共生と優しさのまち

和水町は、緑の山々と菊池川など豊かな自然に恵まれ、地域の歴史や文化が育まれてきました。これらを町民一人ひとりが共有し、後世にしっかりと伝えると共に、自然と共生する優しい社会の実現を目指します。

さらに、安心で安全な生活環境の向上に努め、少子高齢化に対応した人に優しく住み 良いまちを目指します。

(3)活力ある交流のまち

和水町は、九州の中央に位置する地理的条件と重要な交通結節点である九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを活かして、これまで培われてきた産業を更に発展させます。 また、地域の持つ個性と魅力を発信し、人・物・情報の地域外との交流を活発化させ、 地域の存在感を高め、活力ある創造的なまちを目指します。

第3節 総人口、世帯数の見通し

国勢調査の結果による過去の人口推移に基づき、人口推計を行いました。その結果、本町の人口は減少傾向で推移し、平成22年度は11,288人、平成27年度は10,609人、平成32年度は9,885人になることが予想されます。

推計結果を踏まえ、和水町の将来を見据え、交流事業や定住環境整備の促進、福祉・教育・ 文化活動の充実を図ることで、活力あるまちづくりを目指します。このことから、基本構想 計画期間の最終年度である平成29年度の目標人口を

11,000 人と設定します。

なお、年齢階層別人口、世帯数及び1世帯当たり人員についての推計を以下に示します。

人口・世帯の推計結果

(単位:人、世帯)

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総	人口	11, 900	11, 288	10, 609	9, 885
	年少人口	1, 402	1, 151	1,012	933
	(14 歳以下)	(11.8%)	(10.2%)	(9.5%)	(9.4%)
	生産年齢人口	6, 430	6, 134	5, 604	4, 925
	(15~64 歳以下)	(54.0%)	(54.3%)	(52.8%)	(49.8%)
	老年人口	4, 067	4,003	3, 993	4,027
	(65 歳以上)	(34. 2%)	(35.5%)	(37.7%)	(40.8%)
世	带数	3, 668	3, 655	3, 644	3,634
1	世帯当たり人員	3. 24	3. 08	2. 91	2.72

※平成17年の人口・世帯数は国勢調査結果であり、平成22年、27年、32年の推計については、 人口はコーホート法、世帯数は時系列法によるものです。



第4章 施策の大綱

基本構想における各分野の施策の大綱(基本目標)は次のとおりです。

第1節 すべての人が安心して暮らせるまち

現在、少子高齢化が進行する中、本町における保健・医療・福祉に対する町民からの期待は、今後一層多様化、高度化していくことが予想されます。

本町ではすべての人が安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのためには、誰もが自分の健康づくりに自ら取り組み、高齢者や障害者がいきいきと暮らすことができ、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境づくりが必要です。また、保健・医療・福祉の取り組みを地域で支え合いながら実施する体制づくりが重要と考えることから、行政と地域の協働による施策の実現が求められます。

このような状況を踏まえ、保健・福祉については、要介護者に対する適正な介護の提供はもとより、高齢化する介護者の負担を軽減する取り組みなどを進めます。一方では、要介護者を増やさない取り組みとして、介護を必要としない健康な体づくりを目指す取り組みを図ります。また、高齢者の見守りや子育て、障害者の自立については、地域が一体となって支援する体制づくりに努めます

医療面については、町立病院を有することから、いざという時、適正かつ迅速に医療サービスが受けられる体制づくりに努めます。

更に、本町では、町立病院をはじめとする居宅介護支援事業所や保健センター等の保健・ 医療・福祉に関連する拠点施設が果たす役割の強化と共に、連携による体制強化に努めま す。

第2節 活力と賑わいのあるまち

本町は町内総生産額において、第2次産業及び第3次産業は伸びているものの、第1次産業は減少している状況にあります。これは、農業就業人口の減少や高齢化により労働力の脆弱化が主たる要因となっています。

このため、本町の農林業振興については、特に担い手の育成確保や農作業の共同化による生産性の向上、生産基盤の充実と確保を図ります。また農業は地域環境と密接に関連していることから、環境に優しい安全・安心な農業を進めます。このことは、農産物に付加価値をつけることにもつながると考えられます。

商業振興については、地域特性を活かした地元商業振興の魅力再構築が求められます。 郊外型の大規模店舗への買い物動向の変化を踏まえ、地元商店街では日常の買い物がし易い環境づくりや地元農産物による特産品づくりなど地元らしさの充実を進めます。また旧町単位2つの商工会の統合を進め、商店街の活性化を基本施策の柱とし、商工会の事務と指導能力の向上に努めます。

工業振興については、住民意向の調査結果でも指摘があったように、町内に高速道路の

インターチェンジを有する優位性を活かした企業誘致の手だてが求められます。これを踏まえ、新規企業の進出のための基盤整備や支援策の充実に努めます。また、町内に立地する企業との情報交換や交流を進め、雇用の安定・確保を図ります。

観光振興については、本町の2大観光交流拠点である菊水ロマン館、三加和温泉センターを核とした観光交流の仕組みづくりが求められることから、温泉・物産施設や豊かな自然、伝統文化を活用した観光振興の拡充を図ります。また、平成23年に九州新幹線の全線開通を控えていることから、広域観光のあり方やPR方法などについて検討します。

第3節 自然と共生する環境に優しいまち

本町の環境を語る上で、住民が最も関心を高めているのは、ゴミ処理対策といえます。これを踏まえ、今後町ではゴミの適正な処理やゴミの減量化、不法投棄の対策、ゴミの再利用など取り組みの継続と充実を図ります。

一方、本町の自然環境については、美しい農村風景、豊かな森林資源、菊池川水系の親 水空間などの自然資源を有することから、今後もこの良好な生活空間を積極的に保全し、 共生していくことに努めます。

また、環境を保全していくためには、住民の環境に対する意識の醸成が必要であり、そのために環境教育の充実や住民主体による環境保全体制の強化を目指します。

さらに、地球温暖化防止対策については本町においても取り組む必要があり、このため 環境に優しい新エネルギーの導入や省資源・省エネルギーなどに努めます。

第4節 安全で快適に暮らせるまち

本町の道路については、有明広域圏(荒尾玉名地域)の中では、町道の改良率、舗装率は高い状況ですが、町民の道路整備に対する期待は未だ高い状況にあります。

これを踏まえ、県道和仁菊水線、主要地方道玉名立花線の道路改良をはじめとする道路 交通体系の整備を進めると共に、魅力ある住環境の整備、情報通信基盤の充実、公共交通 の充実を図り、生活環境の利便性と快適性の向上に努めます。

また、安全防災については、交通安全施設の整備などの交通安全対策を進めると共に、 危機管理意識の醸成を図ります。また消防防災の充実、防犯対策の推進を図り、安全に安 心して生活できる環境づくりを目指します。

第5節 明日を拓く人材が育つまち

学校教育については、近年の学校内における*問題行動や少年犯罪の増加、自ら尊い命を 絶つ子ども達の増加等を背景に、道徳教育の強化が必要です。

これを踏まえ、生きる力や豊かな心の育成を重視した道徳教育をはじめとする学校教育の推進や学校教育環境の充実、青少年の健全育成を進め、和水町を担う創造力と豊かな心を持つ次世代の人材育成を図ります。また地域との連携による地域教育力の向上に努めます。

社会教育・社会体育・文化振興については、生涯に亘って学び続け、自己を高めていく ことができる社会教育の充実や地域スポーツの充実を図ります。 さらに、伝統文化をはじめ、有形無形の貴重な文化遺産の保存とまちづくりへの活用を 図り、地域特性を活かした文化のまちづくりを目指します。また本町の歴史や文化を学び、 風土を楽しめる機会の創出に努めます。

第6節 分権社会に対応する自立したまち

和水町行政では、今後、更に新しい時代の住民自治に基づく個性豊かな地域づくりや自 律的なコミュニティ形成に向けた取り組みを進めると共に、町民と行政との協働のまちづ くり体制の確立が求められます。

このことから本町では、町の情報公開を図り、町民のまちづくり施策に対する理解の深化を進める共に、各種の住民団体等が行う自主的な活動を支援します。

また、男女が社会のあらゆる分野において対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、男女共同参画社会の形成に努めます。

行財政運営と住民サービスについては、行政経費の削減などによる財政支出の抑制を進め、地方分権社会における自律する自治体経営の確立が求められます。このため健全財政を推進し、民間の経営理念や手法導入の視点に立ち、情報公開による住民との情報共有を進めると共に、**行政評価システムの導入や行財政運営の効率化、これに伴う職員の育成に努めます。

第7節 ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、国籍(言語)や障害の有無等に関係なく、最初からだれもが利用しやすい「まち」や「もの(製品)」「情報・サービス」をつくっていくことを意味します。

このことから、本町ではすべての人に優しいまちづくりの実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方を多くの町民が理解し、主体的に実践するための普及啓発活動や支援事業等の実施に努めます。また公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザインの導入について検討します。

第5章 構想の推進に向けて

町民参画のもとで、基本構想の実現に向けて鍵となるものは、「協働・自律」であると考えます。

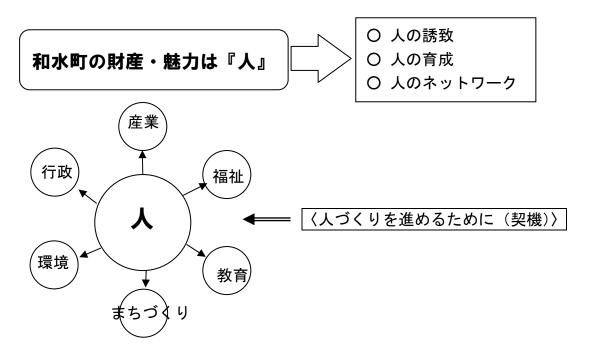
このことから、協働のまちづくりと自律した自治体制づくりを進めるためには、和水町では人づくりが重要と考えます。本町の財産・魅力は「人」であり、人づくりを主たるテーマとしたまちづくり体制の構築と分野別活動の展開を目指します。

人づくりとは、「人の誘致」「人の育成」「人のネットワーク」の3点とします。

- ○「人の誘致」では、様々な人材の確保を目指す施策を図ります。(雇用機会の創出、定住 環境整備、指導者の招聘)
- ○「人の育成」では、老若男女それぞれの特性を引き出す施策を図ります。(学校教育・生涯学習の推進、NPO やボランティアの充実)
- ○「人のネットワーク」では、産業や福祉、教育、環境、まちづくり等の得意分野ごとに 連携を図り、それぞれの取り組みにあたる体制づくりを図ります。(産業団体の連携によ る和水町グリーンツーリズムの推進、女性会議の立ち上げ、住民自治組織と地域づくり の推進、地域で高齢者や障害者を支えるしくみづくり)

また、町民と行政が協働のまちづくりを進めるためには、町民と行政が情報を共有することが重要です。町民と行政の情報共有は、行政に対する町民の信頼が増すとともに協働のまちづくりを進める原動力になるものです。

行政座談会やパブリックコメントによる町民ニーズの把握に努めるとともに行政情報の積極的な提供を進めます。



本町は、以下に示す町の将来像を踏まえて7つの基本目標を掲げ、分野別のまちづくり施策にあたるものとします。

将来像 基本目標 まちづくり施策の方針 1) 子どもから高齢者までに対応した保健活動の推進 1.すべての人が安心して暮らせるまち 心共活 2) 地域や団体、保健・医療機関との連携による健康づくりの推進 希ゅ 豊生力 【保健·医療·福祉】 3)健康で安心して、生き生きと生活できる福祉施策の推進 望め 4) 医療・保健・福祉施設のとの連携による医療・福祉体制の整備 かとあ な人がる交流 あ ふ 1) 魅力ある農林水産物の生産活動による第1次産業の活性化 2.活力と賑わいのあるまち ħ 育のの 2) 地域営農体制の確立とツーリズム活動の推進 【産業振興】 つまま 3)活力ある商工業の振興を目指した活性化計画の策定 まちち 4) 地域資源の活用と他産業との連携による観光振興 ち ح 地 郷自個 3.自然と共生する環境にやさしいまち 1) 循環型社会の形成に向けたごみの減量化と再資源化の推進 土然性 2) 豊かで美しい自然環境を守り育てる取り組みの推進 域 だと財務 【環境共生】 3) 地球温暖化対策実行計画の策定と推進 が 4) 水質検査の実施と簡易水道の整備 り生力 5) 公共用水域の水質汚濁の防止と美しく快適な住環境の整備 輝 っを持ち、 を発信 ま 地域で 4.安全で快適に暮らせるまち 1) 安全安心な道路ネットワークの整備 ち 2) 安らぎとゆとりある住環境の形成 【生活基盤・安全防災】 3) バス路線や地域内交通手段の確保 4) 利用しやすく利便性の高いホームページ作り を化人支が・ 5) 非常時の情報連絡体制の強化と消防機材の充実 6) 交通安全施設の整備更新と交通安全意識の向上 え継物 7) 警察との連携強化、自主防犯活動への支援 る承・ る人材や組織 情報の交換 5.明日を拓く人材が育つまち 1) 個性を伸ばし、安心して伸び伸びと学べる教育内容の充実 2) 健康で豊かな人間性を育む教育環境づくり 【教育文化】 3) 生涯学習の内容や活動拠点機能の充実、スポーツ振興計画の策定 微環が環が 4) 郷土の歴史や文化の次世代への継承と文化創造のまちづくり 育境活 つに発 6.分権社会に対応する自立したまち 1) 自律的なコミュニティの形成と住民活動の支援 ま優に 2) 集中改革プランの着実な推進と健全な行財政の運営 ちし行 【協働のまちづくり・行財政運営】 3) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 いわ まれ 飛躍するまち 7.ユニバーサルデザインの推進 1) ユニバーサルデザインの啓発・導入 〇人の育成・・・老若男女、それぞれの特性を引き出す教育と学習 計画の推進に向けて 〇人の誘致・・・様々な人材の確保と招聘 〇人のネットワーク・・・まちづくりのための様々な分野の連携

第2部 基本計画 (2008~2012)

- 第1章 すべての人が安心して暮らせるまち
- 第2章 活力と賑わいのあるまち
- 第3章 自然と共生する環境にやさしいまち
- 第4章 安全で快適に暮らせるまち
- 第5章 明日を拓く人材が育つまち
- 第6章 分権社会に対応する自立したまち
- 第7章 ユニバーサルデザインの推進

第1章 すべての人が安心して暮らせるまち【保健・医療・福祉】

第1節 保 健

〈現状と課題〉

(1)母子保健

母子保健については、健康診査を中心として子どもの健康づくりや母親の健康づくり 等に努めています。また、地域で子育てを支援する体制づくりを進めています。

乳幼児に対する健康診査は熊本大学の小児科医が行っており、異常の発見に成果を揚げています。健診への受診率はほぼ100%となっています。また、健診後のフォローも進めています。

しかし、3歳児健診以後に保育所によって*発達障害が発見されることがあり、3歳 及び5歳児健診のあり方を検討することが求められます。

妊婦健診については、平成 19 年度より妊婦健診料の助成を 4 回実施しており、妊婦健診の受診率は高くなっています。しかし、毎年、就業妊婦に低体重児の出産が数例あり、又まれに*極小未熟児出産もあることから、医療機関との連携を図る必要があります。

一方、中学生に思春期教室、赤ちゃんふれあい体験事業などを実施し、生命の大切さについて指導しています。プログラムによっては参加が少ない場合があり、参加者の増加に向けた事業の方法について検討が望まれます。

歯科については、1歳半及び3歳児のむし歯保有率は下がっています。個人ごとの差が大きくなり、保護者の意識に違いがみられ、むし歯予防に対する意識の向上が求められます。

子育て支援については、気軽に子育ての相談ができる場として4保育園に子育て支援 センターが設置されていますが、参加する人が固定化しており、参加しない人への支援 を考慮する必要があります。自主グループ「にこにこクラブ」の運営についても、友達 づくりの場、相談の場として重要な役割を果たしています。

また、相談内容の中でも困難事例については適宜、専門スタッフが対応する相談事業 を実施しています。

(2)成人保健

成人保健については、<u>**生活習慣病</u>の予防に向け、若い世代からの健康づくりが求められています。

医療保険のデータ、健診データを分析すると、本町においても高血圧症、高脂血症、糖尿病等の有病者や予備軍の増加が見られます。また、働き盛りの死亡や健康寿命を阻害する要因といわれる脳卒中、心臓病、がん等の生活習慣病が多くを占めています。

生活実態を見ると濃い味を好む傾向、野菜不足、多量飲酒者が多い、運動不足、若い

世代の喫煙率が高い等の問題が挙げられます。

特に、働き盛りの年代の健診や事後指導、健康教室への参加が少ない傾向にあり、生活習慣改善の機会が得られにくい現状にあります。

このような背景を踏まえ、若い世代への保健事業を重要視し、健診の受診対象を若年期から実施しています。今後は健診を出発点とし、町民一人ひとりが自分の健康問題に気づき、主体的に生活習慣改善に取り組めるような事後指導のあり方について検討する必要があります。

(3) 高齢者保健

高齢者保健については、基本健診結果と*生活機能の評価の結果を勘案し、活用することで高齢者の健康づくりを進めていくことが必要です。基本健診結果、医療保険のデータを分析すると、高齢者においても高血圧症、高脂血症、糖尿病等の有病者や予備軍の増加が見られます。さらに介護保険の主治医意見書からみると健康寿命を阻害する原因の腰痛、骨折等の疾患、脳卒中が多くを占める状況にあります。

生活習慣病の悪化防止を推進するとともに、地域あるいは高齢者自身が主体的に健康管理を図る体制を確立していくために、健康づくりを実践するグループへの支援が求められます。

現在、健康づくり実践グループには指導者派遣や奨励金、ボランティアリーダーの養成等の支援をしています。今後は各グループの活動の活性化と組織を拡大することが求められます。また、客観的な効果判定も検討していく必要があります。

(4)健康づくり活動

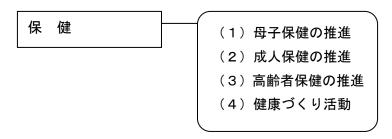
健康づくり活動については、自己管理意識の啓発と健康づくり活動の活性化が必要です。健康づくり推進協議会を核として、健康づくり推進団体の体制を強化し、取り組みの充実と共に、各種団体との連携による健康づくり活動の活性化が求められます。

現在、町民の生活習慣の実態は運動不足、偏った食習慣等の問題があり、住民一人ひとりの健康づくりへの意識の高揚が求められます。

〈基本方針〉

子どもから高齢者まですべての**ライフステージにおける保健活動を積極的に進めます。また、地域や関係団体、保健・医療関係機関などと連携を強化し、町ぐるみで取り組む総合的な健康づくり施策を推進します。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 母子保健の推進

①子どもの健康確保・増進

健診の質を確保するために、小児科医師による診察の継続に努めます。また、住民が利用しやすい母子保健活動の拠点整備が求められています。和水町保健センター、和水町健康管理センターについては、乳幼児健診や相談業務など母子保健拠点としての役割を担える設備の充実に努めます。

②母性の健康の確保・増進

妊婦が健康な妊娠生活が送れるように、医療や行政が妊婦の*ライフスタイルに合わせたサービスの提供を図ります。

また、中学生が生命の大切さを学び、健康的な身体を作り、将来的に男女が待ち望んだ妊娠ができるように、学校教育と行政の連携による中学生のための思春期教室を推進します。

③歯科保健の向上

むし歯予防では、フッ化物の効果を高めるために、フッ化物塗布に加え、保育園でフッ化物洗口の推進を図ります。現在行っている町立保育園でのフッ化物洗口を、町内全園での実施を目指します。

歯科保健に対する保護者の意識については、啓発及び個別指導の強化を図ります。

④地域における子育て支援の推進

子育てに悩む母親が気軽にいつでも相談できるように、相談の場づくりや困難事例に

対応できる専門スタッフの活用および専門機関との連携を図ります。一方、子育て支援 事業の参加促進に努めます。

また、子どもに応じた成長を促すために、日常の子どもの状況を十分把握し、保護者と保育園との連携強化に努めます。

(2) 成人保健の推進

①生活習慣病予防対策の推進

生活習慣病においては、健診結果等から一人ひとりが自分の健康問題に気づき、主体的に生活習慣改善に取り組めるよう支援します。そのためには、健診体制の整備と事後指導体制の充実を図り、生活習慣改善の場としての運動実践講座、食生活改善を含めた生活習慣病予防教室等への参加を促し、生活習慣病の発症と重症化予防を推進します。 今後は、生活習慣病予防は乳幼児期からを合言葉に、母子保健事業、食生活改善推進

②若い世代からの健康診断、健康相談等の強化

事業、学校保健、公民館活動等と連携しながら進めます。

健康上の課題の分析を進めながら、健診内容と健診体制の再構築、事後指導体制の強化を図ります。特に平成 20 年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した健診及び保健指導体制を進めます。そのためには、マンパワーの資質の向上と人材の確保が課題となっています。

特に、働き盛りをターゲットとした活動については、実施方法の検討を進めます。

(3) 高齢者保健の推進

①基本健診結果と生活機能評価の結果の活用

健康寿命を阻害する腰痛や骨折等の疾患や脳卒中を予防するために、青年、壮年期から連続した生活習慣改善事業を推進します。

一方、元気な高齢者に対しては、栄養、運動、認知症予防等の指導に努め、また虚弱 高齢者や*特定高齢者の早期発見と早期介護予防事業への参加を進めます。

②健康づくり実践グループへの支援

健康づくりグループについては、各種の取り組みにおいて客観的評価の指標や生活機能、精神衛生上の効果等が求められることから、各グループの活動内容の充実や組織育成の拡大を図ります。また、地域の実情に応じた健康づくりを身近な場所で実施して、活動が活性化するよう支援します。更に、今後は客観的な評価方法についても検討が必要です。

(4)健康づくり活動

①健康づくりへの自己管理意識の啓発活動の推進

生活習慣病の予防策については、「一次予防:病気をしない」、「二次予防:早期発見」、「三次予防:悪化させない」の3つの予防を基本として健康づくり活動の推進を図ります。中でも「一次予防」を重視し、町民一人ひとりが自分の健康問題に気づき、主体的に生活習慣改善に取り組めるように自己管理意識の啓発活動を進めます。

②各種団体との健康づくり推進体制の強化

健康づくり推進協議会を核として、健康づくり推進体制を強化し活動に対しては、関係機関や団体等がそれぞれの役割を認識し、活動の共有化と共に、相互に連携を図り、 一体となって進めることを目指します。

③健康づくり実践方法の普及推進

*食育、運動など健康づくりの実践方法について、妊婦、乳幼児から高齢者までを対象に健康的な生活習慣の学習の場を提供します。

第2節 福 祉

〈現状と課題〉

(1) 高齢者福祉

高齢者福祉では超高齢社会を迎えた中で、高齢者が健やかで生きがいを持って生活できる環境づくりを目指し、在宅介護に対する支援をはじめ、生きがい対策や高齢者見守り等の高齢者を支える取り組みの充実が求められます。

サービス提供体制については、和水町が合併して間もないことから旧町のままであり、 サービス支給回数や受給基準の統一化、サービス事業所の増加が求められます。具体的 には、地域支援事業については、配食、生活指導員派遣、外出支援などのサービスはそ のほとんどを社会福祉協議会に委託していることから、サービス提供量の限界が懸念さ れます。また、菊水地区と三加和地区にサービス頻度の差があり、提供する体制を統一 する必要があります。

元気な高齢者の活躍の場として、シルバー人材センターが設置され、積極的に高齢者 の就業機会を創り、実績は毎年増加しており、一定の効果を上げています。

高齢者の見守りについては、公的または民営の福祉サービスが普及したことで、制度 (施設等)を利用することに頼り、地域や家族で高齢者を見守るという意識が薄れる傾向にあります。また、急病や災害時の迅速かつ適切に対応するための手段として、緊急 通報装置の貸与を進めていますが、まれに誤作動の発生もあることから、利用者や関係者に対し、機能や装置および管理方法等の周知をする必要があります。

(2) 児童福祉

児童福祉では、夫婦共働き世帯の増加や核家族化の進展等により、様々な保育ニーズが高まる中で、さらに子育てを支援するための環境づくりを進める必要があります。

まず、子育て世帯の経済的負担感をいかに軽減できるかが少子化対策の課題であることから、今後も子育て世帯に対する経済的支援が必要です。

次に、少子化の進展に伴い、保育所は、選ばれる時代となり、今後ますます保育所運営のあり方や保育の質の向上が求められます。また、子育てしやすい環境づくりのため、地域、家庭、学校、幼稚園、保育園、行政機関等の連携が必要です。

地域子育て支援センターは、現在、地域ぐるみで子育てを応援し、親子等の交流の場として重要な役割を果たしていることから、さらにその取組内容や運営体制を充実していくことが求められます。

一方、休日等における子ども達の遊び場が不足しており、気軽に親子等のふれあいが できる空間づくりが求められます。

(3) 障害者福祉

障害者福祉では、障害者が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくりのための福祉サービスや相談体制等の充実が求められます。また、障害者の社会参加に対する受け入れ体制づくりや障害者を支えるボランティア活動の強化が必要です。

現在、経済的な不安や将来の生活に対する不安などを抱えていても相談できない障害者と家族がいます。このため、いつでもどんな内容でも相談できる体制づくりが求められます。

平成 18 年に施行された「<u>*障害者自立支援法</u>」に基づき、障害者福祉サービスの内容の充実や適正なサービス提供のあり方について検討する必要があります。また、障害者の生活安定を図るための、就労支援や各種の公的制度の運用が求められます。

障害者の社会参画促進に向けた取り組みについては、町主催のイベントへの楽器演奏や陶器工芸等の出展、積極的な参加を得ています。しかし、障害者施設入所者の参加に留まっており、在宅の障害者の参加が少ない状況です。今後は在宅障害者が気軽に参加できる環境づくりが求められます。

(4)地域福祉(地域での支え合い)

地域福祉では、高齢者と地域の交流を進め地域で支え合う環境づくりと生きがいある 自立した生活を目指し、地域と連携した取り組みが必要です。また、地域福祉に係る計 画策定及び評価については、九州看護福祉大学などの専門的機関や専門家の支援を得る ことが求められます。

現在、地域では人間関係が希薄化し、地域の連帯感が薄れつつある状況を踏まえ、地

域の中で互いに支え合い、住民の誰もが関わりを持つような交流活動が求められます。 地域の交流活動については、介護予防教室や各種の在宅サービスを社会福祉協議会、 各種ボランティアグループの協力で行っています。今後はグループ活動による支えあい を進めながら、老人会や婦人会の組織体制の脆弱化を補うべくボランティアの養成が必 要となります。

また、本町では高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加していることから、地域内だけでの取り組みに留まらず、それぞれの地域が町全体の活動組織として繋がるようなネットワークの構築が求められます。

(5)介護保険事業

介護保険事業では、介護サービスの提供はもとより、高齢者の生きがいづくりと介護 予防事業を充実させ、活き活きとした老後を送れるような支援が必要です。また、地域 や高齢者同士の支え合いや自立した生活を確保するための体制づくりや介護者の負担 軽減が求められます。

介護予防については、要介護状態になる確率の高い後期高齢者(75歳以上)の数が 増加傾向にあることから、後期高齢者となっても要介護状態にならないよう、若・壮年 者を対象とした健康づくりや介護予防事業を進める必要があります。また、地域包括支 援センターは、介護事業の拠点であることから、支援事業内容やマンパワーの充実が求 められます。

高齢者が地域で自立した生活をおくるためには、介護サービスのみならず住環境の整備が求められます。高齢者だけの世帯の増加が予想され、高齢者が高齢者を介護する状況となります。このことから、高齢者が住み易い住居の改造や地域で支え合う体制づくりなどが求められます。

介護の現状については、介護者が固定化し負担が偏る傾向や介護者の高齢化が見られ、 介護負担は更に増加することが予想されます。このようなことから介護者の負担軽減を 図るために介護手当てなどの助成はもとより、家族をはじめとする地域での協力体制や 介護に関する相談体制を拡充していく必要があります。

(6) 国民年金·国民健康保険

現在、国民年金保険料の徴収業務は社会保険事務所で行っており、町では、国民年金制度への加入及び脱退届、年金受給権者の受給手続きなどを実施していることから、スムーズな窓口業務の遂行が求められます。

平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度がスタートし、国民健康保険医療制度に係る 国保税とともに後期高齢者 (7 5歳以上)の保険料の徴収業務が発生します。また平成 20 年度から新しい健診制度 (特定健診・保健指導) が始まります。

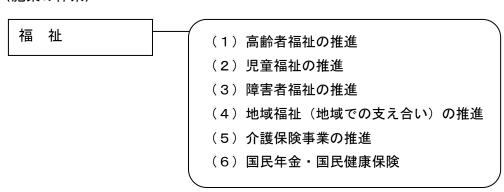
国民健康保険制度等については、制度改正も多いため、制度を熟知し町民への周知徹

底と適切な保険税の収納を図るとともに、町民の健康増進を図るために疾病予防に努める必要があります。

〈基本方針〉

すべての町民が家庭や住み慣れた地域で、健康で、安心して、いきいきと生活できる 福祉施策をきめ細やかに推進します。このため、地域とのネットワークの強化はもとより、九州看護福祉大学などの専門的機関や専門家からの支援を得られるような体制づく りを進めます。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 高齢者福祉の推進

①在宅介護・地域支援サービスの推進

在宅介護を支援するサービスについては、サービス提供の新体制の構築に努め、サービス提供回数や受給基準など、提供体制の統一化を検討します。また、サービス提供事業所の充実に努めます。また、ボランティアや地域の相互扶助組織の構築を図り地域で生活する喜びを感じる環境づくりに努めます。軽度の家事援助については、社会福祉協議会でボランティアバンクを設立し、人材派遣のコーディネートの仕組みを検討します。

②高齢者住宅の整備

高齢者が在宅で自立した生活を送ると共に、介護者の負担が軽減される方策として、介護認定を受けていない高齢者住宅の改善に係る支援を進めます。現在、介護保険での住宅改修で、不足する分の補助は実施していませんが、今後は町単独の助成事業のあり方について検討いたします。

③高齢者の生きがい対策の推進

高齢者が地域の中で役割を分担し、能力を発揮することにより、生きがいを持ち生涯 にわたって活躍できるよう支援します。また、老人クラブ活動や健康づくり活動、金婚 等表彰、高齢者のつどい等の開催などの生きがいある生活への支援を進めます。

④シルバー人材センターの活動の推進

シルバー人材センターについては、個人の能力・適性に応じた就労機会の提供、斡旋、 技術習得機会の拡充を進め、活動の活性化を図ります。また、会員の登録者数を増やし、 今後は自主運営体制の確立に向けた支援や指導に努めます。

⑤高齢者の見守り体制の推進

緊急通報装置の貸与については、急病や災害時の迅速な対応への連絡手段として期待 されることから、設置の普及に努めるとともに、適切な利用方法の説明や相談への対応 を充実させます。

また、高齢者が安心して地域で生活できる環境づくりに向け、家族や地域の中で一人暮らしのお年寄りや高齢者世帯を見守る仕組みと体制の確立を進めます。

(2)児童福祉の推進

①子育てしやすい環境づくりの推進

子育ての拠点である保育所においては、各園の運営の強化と保育ニーズに応え得る保育の質の向上を図ります。具体的には、通常保育はもとより、延長保育、一時保育、休日保育、障害児保育等の特別保育を充実して、子育てしやすい環境づくりの推進に努めます。

また、次世代育成支援行動計画に基づき、地域、家庭、学校、幼稚園、保育園、行政機関等の横の連携を強化し、安心して遊び学べる環境づくりに努めます。

さらに、親子、親同士、こども同士のふれあいの場の充実を図るため、休日等に気軽 に親子等のふれあいができる環境づくりを進めます。

②地域子育て支援センターの充実

地域で子育てを応援する交流の場として、保育士等の専門家が中心となり、地域子育て支援センターの取り組み内容や運営体制の充実を図ります。

また、現在、三加和地域に3箇所ある小規模型子育で支援センターについては、平成22年度からひろば型又はセンター型に移行することが検討されており、今後関係機関との連絡調整を進めます。

③子育て世帯の経済的支援の充実

乳幼児及び多子世帯児童の疾病の早期治療を促進し、その健康を保持及び健全な育成を図るため、乳幼児及び多子世帯児童の医療費の一部負担金に対しての助成を実施します。

また、児童の出生を祝福し、児童の健やかな成長に寄与するために、第3子以降の子の出生日前1年以上の期間引き続き町内に居住し、本町の住民基本台帳又は外国人登録原票に記載又は登録されている者で、かつ第3子以降の子を出産し、養育する者に対して出生手当を支給します。

さらに、乳幼児の交通安全の確保に資するため、チャイルドシートの購入に要する経 費の一部の助成を実施します。

(3) 障害者福祉の推進

①障害者の福祉サービスの充実

「障害者自立支援法」に基づき、新体系の障害者福祉サービスの必要量を設定し、その 内容に従い障害者へのサービス提供を図ります。今後は、制度の周知とサービスを必要 とする障害者への取り組みを進めます。

また、障害者の生活安定を図るためには、安定した雇用の確保と同時に、自立生活の保障となる障害基礎年金や障害厚生年金、特別障害者手当等の制度を適切に運用し、所得に対する支援を進めます。

②障害者が家庭や地域において安心して暮らせる環境づくり

困っていることや不安・悩みの相談への対応を充実するために、家族や病院・診療所の医師、行政などの連携の強化を図ります。また、有明広域圏で相談支援事業を実施し障害のある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

③障害を持つ人の社会参加とボランティア活動の推進

地元で開催する祭り・イベントはもとより、有明広域圏で開催されるハートフルコンサートなどの催し物を広く周知し、文化活動を通して精神障害者と地域住民との交流を図ります。

また、県・関係団体と共に、障害を持つ人のスポーツ・レクリェーション大会等へのボランティア参加を促し、障害を持つ人へのサポート体制の強化を図ります。このことから、障害者がイベントに気軽に参加できる環境づくりと障害者に対する理解と関心の高揚に努めます。さらに、小、中学生に対してボランティア参加の呼びかけを検討します。

(4) 地域福祉(地域での支え合い)の推進

①高齢者と地域の交流促進

グループ活動による支えあいも進めながら、地域の中でお互いに支えあい、身近なと ころで誰も関わりを持てるような交流活動を進めます。また、老人会、婦人会の組織体 制の脆弱化を補うべくボランティアの養成と地域ネットワークの構築を目指します。

②地域福祉拠点の整備

転倒予防、筋力アップ体操や閉じこもり予防のための寄り合い所として、身近な場所である地区公民館の活用を拡大します。地区公民館の中には2階建で障害者や高齢者には利用し難いところもあり、**バリアフリーを取り入れた施設改修が求められます。

③地域と連携した取り組みの推進

災害時・緊急時の助け合いや見守り等、地域が家庭の役割を果たし、家族が安心して 仕事に専念できる体制づくりが必要です。特に一人暮らしの高齢者や高齢世帯が地域住 民との関係を強めて、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

④計画策定及び評価に係る専門的支援の確保

地域福祉計画や第4期介護保険計画等については、平成20年度策定を目標に進めています。これらの計画策定については九州看護福祉大学を始めとする専門機関や専門家からの助言を得るなど、連携・協力体制の確立が必要です。

(5) 介護保険事業の推進

①介護予防重視の取り組みの推進

高齢化は今後益々進行することが予想されることから、10 年後の高齢者介護の状況を見据え、若年期、壮年期の健康づくりや介護予防の啓発と事業の推進を図ります。特に介護予防事業については、予防給付サービス等を的確に提供できる環境を整備し、要介護状態にならない元気な高齢者の増加に努めます。

また、地域包括支援センターで実施する総合相談支援などの機能の充実と、専門職員の技術向上、関係機関とのネットワーク化を進めます。

②住環境整備の推進

住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるように、地域の特性に配慮したサービスの提供体制の整備を図ります。このため、高齢者向け住宅改善の普及、地域密着型サービスの整備の見直しや地域で支え合う体制づくりに努めます。

③介護者の負担軽減策の推進

要介護者を支えていくための意識の醸成と家族および地域の協力体制の確立を支援します。このため、介護知識習得のための研修会を開催するとともに、サービス面では、 居宅サービスの活用と介護者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。

また、在宅での介護が困難な人に対しては、介護老人福祉施設「きくすい荘」などの施設サービスを提供します。なお、「きくすい荘」は開設以来 35 年以上を経過し老朽化が進行していことから、今後、建て替え等の検討が必要な時期に来ています。

(6) 国民年金 · 国民健康保険

①国民年金に係る業務の遂行

国民年金に係る町民へのスムーズで的確な窓口での対応を図ります。

②保険税収納の安定化

国民健康保険制度等については、町民に制度への理解を深めてもらうため、制度改正 に伴う継続的な情報提供や啓発を図ります。

国保加入世帯における口座振替世帯は、70.1%(平成 19 年 10 月現在)です。保険税の安定的な収納を図るために、口座振替への勧奨を進めます。特に長期滞納者に対しては、現在行っている定期的な臨時戸別徴収、催告、納税相談はもちろん債券、動産、不動産等の差し押さえを行い、滞納整理の強化を図ります。

③健診制度の充実

生活習慣病は健康を損なうばかりではなく、医療費の増加に影響します。今までの健 診後の指導や勧奨に加え、今後は**メタボリックシンドロームやその予備群に対して、 改善と予防に向けた保健指導に重点を置きます。

また、国民健康保険、健康管理センターなどの機関及び外部機関と連携して、効果的な保健指導に向けた健診体制の充実を図ります。

保健·医療·福祉施設

施保	和水町健康管理センター		介護老人福祉施設「きくすい荘」		
設健	和水町保健センター		介護老人福祉施設「和楽荘」		
	和水町立病院	介	介護老人保健施設「清風苑」		
	山崎医院		介護療養型医療施設「和水町立病院」		
	森の里クリニック	護促	和水町デイサービスセンター		
医療施設	和水クリニック	険物	和水町居宅介護支援事業所		
施設	三串歯科医院	介護保険施設等	デイサービスセンター「やまたろう」		
82	みかわファミリー歯科医院		デイサービスセンター「さとがえり」		
	福田歯科医院		菊水西デイサービスセンター		
	渡辺歯科医院		グループホーム「夢路」		
福暗	知的障害者更生施設「精粋園」		なごみの園・菊水		
福祉施設	知的障害者授産施設「銀河ステーション」	その	和水町社会福祉協議会		
設包	精神障害者生活訓練施設「菊水さくら寮」	他	和水町老人福祉センター		

第3節 医療

〈現状と課題〉

(1) 町立病院

病棟新築からすでに22年が経過し、建物・医療機器の老朽化による修繕が毎年発生 しており、計画的に整備する必要があります。

医師については、医師の卒後臨床研修制度により、大学医局の人員不足で多くの自治体病院から医師の引上げが生じている状況にあります。現在当院では、常勤医師5名と非常勤医師12名で診療しており、常勤医師の不足が生じています。今後は、特に常勤の整形外科及び小児科医師を確保することが求められます。

(2) 救急医療

診療時間外(休日・夜間)は、医師1名、看護師1名及び電話交換1名で24時間対応しています。当院で診療できない場合は、周辺自治体病院(玉名中央、荒尾市民、山鹿市立及び済生会病院)と救急業務の協定を締結しており、症状・状態により搬送しています。

小児科医師の退職により周辺自治体病院の小児医療ができない状態となっており、当 面医師会による診療に頼らざるを得ない状況にあります。

乳幼児の診療及び健診については、小児科医師の確保が強く望まれている中で、週1 回熊大の医局から交代での診療を行っています。今後早急な常勤小児科医師の確保が求められます。

(3) 在宅医療

国が進める診療報酬の大きな柱が在宅での医療の普及であり、入院から在宅への転換で医療費抑制が進められています。当院では、在宅医療の普及に向けて訪問看護を始め、訪問リハビリ・訪問診療により直接患者宅に出向いています。特に終末期の患者の希望に沿った事業を展開しています。

(4) 予防医療

当院では、県下でいち早く健診・保健事業に着目して、昭和53年に健康管理センターを併設し(県下で2番目)、基本健診を始め乳幼児検診及び人間ドック等の実施により疾病の早期発見・早期治療で多くの命が救われています。また、国保及び各種保険者の財政にも大きく貢献してきたといえます。

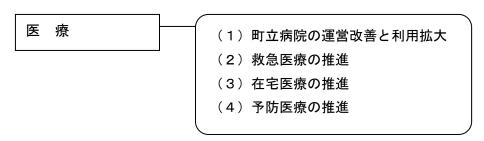
近年は少子高齢化や疾病構造の変化、医学・医術の進歩による医療の高度化・専門化の進展、医療機器の急速な進歩と普及等、健診事業を取り巻く環境は大きく変化しています。また、住民の健診に対する要望は、生活水準の向上、健康志向の高まりなど益々高度化・多様化しています。このため、当院では医療機器の計画的な導入・更新につい

て検討し、地域住民が気軽に健康相談に訪れる開放されたセンターとしての役割が求められます。

〈基本方針〉

町民が健康で安心して暮らせるよう、様々な医療ニーズや課題に適切に対応するために、町立病院を核として、町内の保健・福祉施設等との連携を一層強化しながら、地域 医療体制や救急医療体制等の整備・充実を図ります。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 町立病院の運営改善と利用拡大

①建物・医療機器の老朽化に伴う計画的な整備

病棟整備については、介護療養型医療施設が平成24年3月末で廃止されることで、 介護保険移行準備病棟あるいは一般病棟への転換が予想されることから、県が示す「地域ケア整備計画」の動向を見極め、整備方針を検討します。

医療機器については、すでに耐用年数を経過しているものの周辺病院の導入状況等を 勘案し、当面は機器の有効利用を図ります。また、買い換えに当たっては、将来電子カ ルテへの移行できるように、デジタル対応機器の導入を検討します。

②常勤医師の確保

患者の多くが循環器疾患及び筋骨格系の疾患であることから、特に整形外科の専門医師の確保を進めます。また、小児科医師は、診療だけではなく各種健診・予防接種及び学校医療等、様々な事業に欠かせない存在であることから、今後行政と協力し、医師確保について大学当局へ働きかけを図ります。

③町立病院の今後の展望

町立病院は、不採算地区病院(①町内に他の病院がない。②1日平均入院患者数が100人以内。③1日平均外来患者数200人以内)に該当します。今後は、県北の拠点病

院整備も検討されていることから、当院の機能や役割分担を明確にし、地域住民が安心 して医療を受けることのできる医療体制を整え、信頼される病院づくりに努めます。

患者の多くは菊水地区の住民であり、三加和地区は、*<u>医療圏</u>が山鹿市のため少数となっています。町内の幹線道路改良や定期運行バス(週4回運行)等の整備により、今後徐々に増加することが期待されます。このため、受け入れにあたっては、診療体制の充実を積極的に図ります。

また、当病院は救急告示病院であり、この地域の第二次医療機関として位置づけられていることから、常に地域の他医療機関と緊密な連携を取りながら患者中心の医療サービスの向上に努めます。

(2) 救急医療の推進

①救急医療の確保

当面、現体制を維持するとともに医師の確保を重点的に進め、医療機器の計画的な導入を図ります。

②小児科医師の確保

県北の自治体病院での小児科・産科医師の確保については、医師会や大学病院への働きかけを継続すると共に、子育て後の女性医師の採用について検討します。

(3) 在宅医療の推進

①在宅中心の医療

在宅医療については、住民の要望を把握し、これに対応する診療体制の見直しを図ります。

(4) 予防医療の推進

①健康管理センターの機能充実

施設は設立当初から30年が経過し老朽化が進んでいるが、今後も住民健診・職場健 診・乳幼児検診及び児童生徒検診を継続的に実施し、予防医学の発展と発病の遅延・抑 制を図ります。また、医療機器の有効利用、健診結果の診療利用により、患者苦痛の軽 減、重複検査等の負担軽減に努めます。



和水町立病院

第2章 活力と賑わいのあるまち【産業振興】

第1節 農林水産業

〈現状と課題〉

(1)農業

わが国の農業は、食料自給率の低下が叫ばれる中、担い手の高齢化や後継者不足、農作物の価格低下が進行し、将来の農業振興において深刻な問題を抱えており、和水町も同様の状況にあります。このような状況を踏まえ、生産基盤の整備を進め遊休農地の活用を図るとともに、担い手の確保・育成、農産物のブランド化、地産地消が必要とされます。

現在(平成18年度末現在)の基盤整備率は、水田が86.6%、畑32.1%であり、おおむね集団的な農地についてはほぼ整備が終了しており、今後は小規模な農地(棚田等)の整備が求められます。

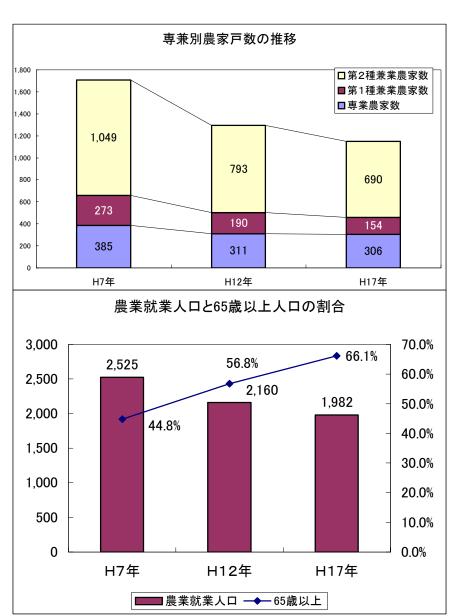
営農組織については、町内で5つ(久井原、蜻浦、菰田、焼米、岩)が設立されており、 現在も新たな組織の立ち上げを検討しています。地域では必要性は感じているが、誰が リーダーとなって進めていくかが課題であり、集落内のリーダー的存在が求められます。 現在活動している組織についても運営上厳しい状態にあることから、地元での理解を深 め協力して営農に当たる体制を構築していくことが必要です。

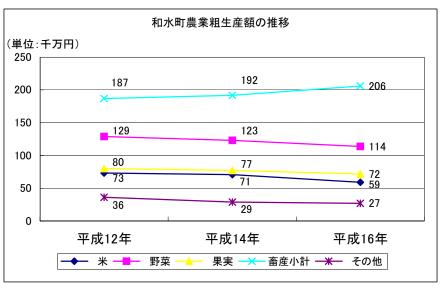
本町の主な農産物は、米、ナス、イチゴ、スイカ、ミカン、ブドウ、クリ、タバコ、タケノコ、乳用牛、肉用牛などであり、生産体系では稲作を中心とした多品目の作物を生産しています。米については、他市町にない良質米が生産されていることから、個人販売が 70%を占めています。しかし、米をはじめとする農作物の生産は、後継者不足や高齢化による労働力の脆弱化で減産が懸念されます。

現在、物産館から学校、病院、特老等へ僅かではあるが食材供給が行われており、地産地消の取り組みが進められています。しかし、地元の生産量に限りがあることと、価格の面で旬の野菜をまとまった量の提供が出来ていない状況にあります。

遊休農地の増加の主たる要因は、①高齢化と後継者不足、②作物の価格の低迷、③土地条件が悪い、④主に畑が多いなどが挙げられます。今後は生産の場としての再生を進めることはもとより、交流の場としての活用を組み合わせた取り組みを検討する必要があります。

なお、町では有害鳥獣による被害が近年増加し、農作物の被害が深刻化する状況にあります。現在は猟友会(駆除隊 29 人)に駆除を委託していますが、会員の高齢化や担い手不足などの問題が生じています。





(2) 林業

本町は森林面積が町土面積の約5割を占めることから、林業振興を推進することで豊かな自然資源の確保、その中で育まれる生活の向上や産業の活性化が求められます。

このため、森林基盤の整備を進めることはもとより、担い手育成対策、木材販売の促進、災害対策・*水源涵養事業等が求められます。

しかし、現在の林業では木材価格の低迷や森林所有者の不在化、高齢化等により、森林所有者による間伐等が行われず、整備が遅れる森林が増加しています。放置すれば今後の台風等の来襲により、風倒被害や山腹崩壊による立木被害が予想されるとともに、経営対象森林の確保にも支障をきたす状況にあります。さらに、このような森林の所有者には自己負担してまで整備を実施する意欲が減退しつつあります。

このような状況の中、町内の森林管理については担い手が少なく、森林組合が森林所有者と委託契約を行い、森林整備の役割を担っています。

また基盤整備については、特に町内に林道が3路線(菊水地区)あるが、これらの登 記が終わっていないため、順次行っていくことが求められます。

木材の販売については、木材価格の長期低迷等から、森林管理上不可欠な間伐の遅れが生じており、森林が果たす公益的機能の維持や循環型社会の形成に必要な木材の安定供給ができない状況にあります。

治山事業(水源涵養、植林、崩壊防止)については、地元から要望のあった山地について審査した上で、県事業を活用しています。また、健全な青少年育成と林業教育のために行っている緑の少年団活動は、現在町内 5 校で行われているが、少子化の影響で団員数が減少する状況にあります。

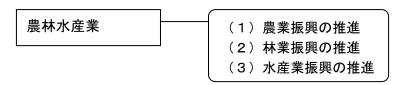
(3) 水産業

菊池川漁協が行っている菊池川の水産振興事業(稚魚放流増殖事業)に対して、本町から事業費の一部を助成し、支援しています。

〈基本方針〉

和水町独自の魅力ある農林水産物の生産活動を進め、一次産業の活性化を図ります。 また、高齢化や後継者不足に対応するため、地域営農体制の確立やツーリズム活動との 連携による遊休農地の再生に努めます。

〈施策の体系〉



(1)農業振興の推進

①基盤整備の推進

中山間地域総合整備事業を活用し、小規模な農地を対象として一体的な基盤整備を図ることで、農地管理の体系化、農作業の効率化、安全性の向上、コスト削減に努めます。 このため、地元農家の理解を得るように、平成19年度から事業説明会の実施を進めます。

②担い手確保・育成の推進

確保すべき新規就農者の対象者を明確化し、関係機関との連携を強化することで就農促進を図ります。また、農業法人化への推進とともに、**<u>U ターン、I ターン</u>など農業以外からの新規就農については、離農農家の経営継承など就農ルートの確保に努めます。 さらに農業機械等の購入時一部補助などを行い、将来の担い手育成を進めます。

集落営農、機械利用組合設立については、地域営農組織育成緊急支援事業を活用しながら、まずは集落座談会等を行い地元の理解を深め、それぞれの集落に合った体制の構築を図ります。

③農産物ブランド化、特産品づくりの推進

本町の農業は、米を中心とした野菜・果実などの多品目の生産体系です。稲作については担い手の土地利用集積を図ることはもとより、畜産農家との連携による良質堆肥の投入やレンゲ等の地力増進を図り、減化学肥料、減農薬栽培を推進し、安心・安全な良質米の生産及び販売に努めます。

また、野菜・果実の生産については、ナス、イチゴ、スイカ、ミカン、ナシなど様々な作物を生産しています。今後は、菊水地区、三加和地区それぞれで中心に生産してきた作物を、和水町全体で生産を拡大するよう努めます。

流通体制・販路の拡充については、まず町民へ和水産農産物の周知を徹底し、地産地消を推進するとともに、物産館等でのPRの促進を図ります。

④地産地消の推進

物産館からの町内施設への提供やPR充実はもとより、地元食材を使用する食文化の 復活や新たなメニューの開発、食育などを通して和水町独自の地産地消を図ります。

⑤遊休農地の活用

担い手への斡旋はもとより、「**中山間地域等直接支払制度」や「**農地・水・環境保全向上対策」の制度を利用し、農地の保全活動を図ります。また、企業誘致や住宅団地の造成と併せて、家庭菜園の斡旋や市民農園の開設などの活用に努めます。

観光振興の取り組みでは、地域資源を活用した*グリーンツーリズム活動を推進して おり、遊休農地を交流の場として蘇らせる事業について検討します。

⑥鳥獣駆除の推進

有害鳥獣駆除隊による駆除と農作物被害者の防除を一体的に進め、農作物被害の減少に努めます。

(2) 林業振興の推進

①基盤整備の推進

林道や作業道などの森林施業の効率化に係る基盤整備については、年次計画を立て、 順次未登記物件の処理を進めます。

間伐事業については、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として、間伐の遅れた森林を解消し、健全で多目的な機能を発揮する森林の育成を図ります。また、水産・農業分野との連携によるモデル的な間伐事業等の対策について検討します。

②公益的機能の確保

担い手の確保が困難な中、森林所有者、森林組合との連携を強化し、森林の有する水源かん養、土砂流出防止等の公益的機能を発揮させるよう効果的な森林施業を進めます。

③木材の販売促進

森林・林業基本法に基づき、森林の持続的な発展と需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を図ります。このため、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等の整備による木材産業の構造改革を進めます。また、地域材を使用した公共施設や未使用木質資源をエネルギー利用する施設等の整備について検討します。

④治山事業の推進

水源涵養、植林、崩壊防止等に係る整備については、住民の要望を把握しつつ、県との連携を強化し、治山事業を進めます。

(3) 水産業振興の推進

①*内水面漁業の推進

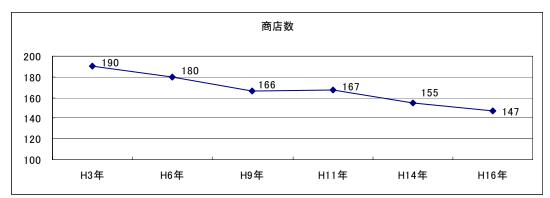
今後も稚魚放流増殖事業を推進します。

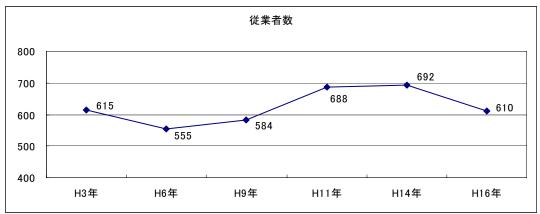
第2節 商業・工業

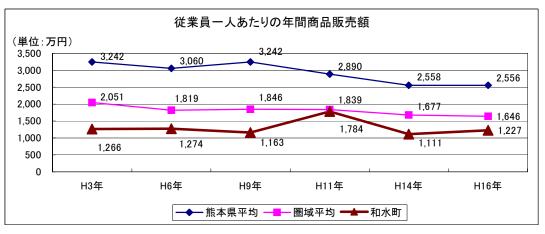
〈現状と課題〉

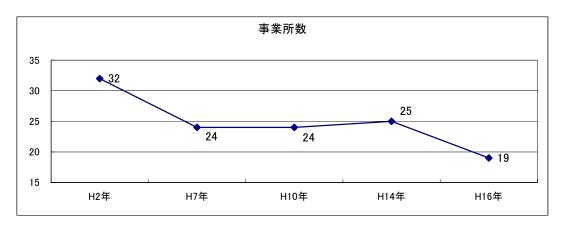
我が国の景気は回復基調にある一方で、地域間格差が拡大するといった背景の中、本町の商工業は、過疎化、高齢化の進行と併せて、後継者不足が大きな問題となっています。更には、郊外型商業施設の進出に伴う地元利用客の減少などを主たる要因として衰退が懸念されます。このことから、商工業の将来を見据えた町独自の具体的な施策が求められます。

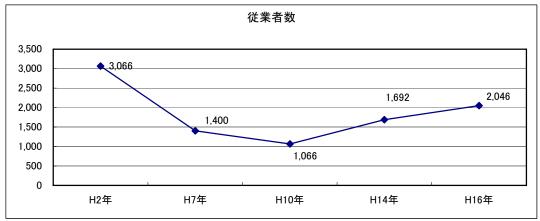
企業誘致については、誘致を進めるための諸条件の整備など受け入れ体制の確立など について検討する必要があります。

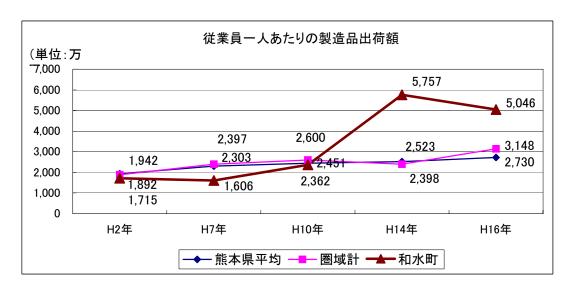








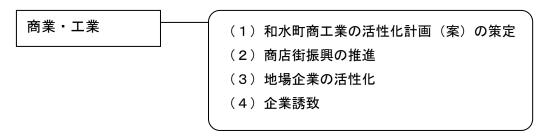




〈基本方針〉

地域の特性を活かした魅力ある商店や個性を発揮できる地場企業の育成等を進め、集 客力のある商工業の環境づくりに努めます。また、活力ある商工業の振興を目指し、和 水町商工業の活性化計画(仮称)の策定を進めます。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 和水町商工業の活性化計画(仮称)の策定

①商工業の現状と問題点の把握

町内の各店舗がどのような状況にあるのか、また今後どのような展望を抱いているかなどについて商工会と連携して、現状と問題点の把握に努めます。

②商工業振興の将来像の策定

商工業の現状や問題点等を把握し、これを実現するための方策の検討を図ります。計画の策定にあっては、商工会と地元商工業が連携して、和水町らしさのある将来像づくりのための取り組みを進めます。また今後は、商工業と農業や観光などの異分野が連携し、新たな振興策について検討します。

(2) 商店街振興の推進

①商工会との連携による活性化の推進

商工会と連携し、国や県の補助事業等を活用しながら、空き店舗問題の解決や商店活性化に向けた事業を進め、地域に愛される商店街づくりに努めます。このため、各種研修会等の情報提供を図ります。

②高齢者へのサービス提供

高齢化が進行する状況を踏まえ、地域の高齢者を対象としたサービスの内容について検討します。一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への宅配やご用聞きなど、地域のニーズに応じたサービスの提供を図ります。サービスの具体化に向け、事例等の情報提供を行うなど支援に努めます。

(3) 地場企業の活性化

①企業との連携と情報発信の推進

国・県の補助制度や融資制度の情報提供を進めるとともに、地元企業の情報を町内外に発信し、雇用促進を図ります。また、企業との連携を図り、町からの情報発信の強化に努めます。

起業化については、ノウハウを理解するとともに、具体化に向けた取り組みを支援する体制づくりに努めます。

(4)企業誘致

①条件整備の充実

県からの情報収集や誘致企業関連協議会への加入を進めるとともに、誘致のための、 魅力ある条件整備を図ります。また、企業に対して積極的に働きかける町の体制づくり を進めます。

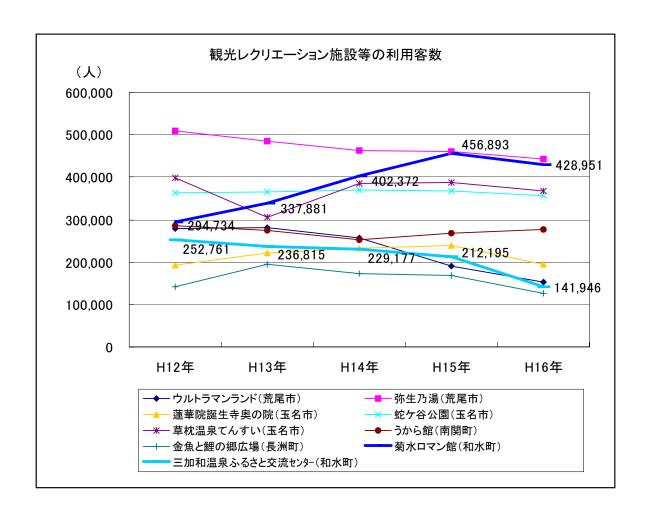
第3節 観光・レクリエーション

〈現状と課題〉

本町の観光については、菊水ロマン館や三加和温泉等を観光交流拠点とし、町に点在する多様な地域資源を活用するとともに、農業や商工業との連携による観光振興が必要です。また、古墳祭、戦国肥後国衆まつり等、町の歴史文化の継承を目的とした祭も和水町の魅力の一つとして活用が期待されます。

これまで町では、地域資源を活かし都市と農村の交流「グリーンツーリズム」を図るため、農業体験の受け入れ等を実施しており、田植えや稲刈り、野菜の収穫体験等、地域での取り組みが広がりを見せています。これを踏まえ、グリーンツーリズムの取り組みを町の観光振興の新たな柱として確立するため、積極的・主体的に行動できる地域リーダーの育成や受け皿づくりが求められます。

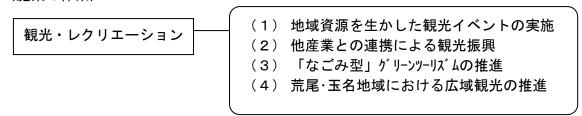
なお、荒尾・玉名地域観光推進協議会では、平成 23 年に開通する九州新幹線が及ぼす経済効果を最大限に生かすべく、地域の特徴を生かした観光振興策の検討が求められます。



〈基本方針〉

4年後の九州新幹線全線開通を控え、本町では町内に点在する多様な地域資源の活用と他産業の連携による観光振興を積極的に進めます。特にグリーンツーリズムの取り組みを新たな柱として推進します。

〈施策の体系〉



(1) 地域資源を生かした観光イベントの実施

自然資源や歴史的文化的資源など町が有する豊富な地域資源を活用し、里山の空気の中で観て、触れて、体験できる内容を導入した祭・イベント等について検討します。特に、農業体験等のイベントを通年実施できるような観光メニューの構築を図ります。

(2) 他産業との連携による観光振興

和水町の観光交流拠点施設である温泉施設や物産館の特色を生かし、商工業との連携を深め、イベントの共同開催など和水町独自の観光キャンペーンを推進し、観光と異分野の連携による産業の活性化を進めます。

(3)「なごみ型」グリーンツーリズムの推進

グリーンツーリズムに関する地域のリーダー養成や交流事業の受け皿づくりを進め、 体験交流事業を和水町の新たな観光スタイルと位置づけ、地域産業の活性化の新たな柱 として「なごみ型」グリーンツーリズムの確立に努めます。

(4) 荒尾・玉名地域における広域観光の推進

新幹線全線開通を契機とし、和水町をはじめとする荒尾・玉名地域にある自然の恵みや歴史・文化等の多様な観光素材を積極的に活用し、「感動」・「癒し」を提供できる観光商品として「荒尾・玉名とっておきプログラム」の開発を図ります。

第3章 自然と共生する環境にやさしいまち【環境共生】

第1節 ごみ処理対策と再資源化

〈現状と課題〉

ごみ処理対策と再資源化については、ごみの減量化や**リサイクル活動を積極的に進めていることから、ここ数年ごみの排出量は、増加していない状況にあります。ごみの減量化やリサイクル活動は今後も継続していくことが求められます。中でも分別状況については、分別の種類が増えたため、各家庭からの問い合わせが多く、分別に関する情報提供を強化する必要があります。また、平成18年4月から資源ごみの分別を増やし、リサイクルの向上を進めています。

粗大ごみについては、有料化(シール 1 枚 500 円)に伴い回収量は減少傾向にあります。しかし、その粗大ごみが不法投棄につながっているケースが見られることから、防止対策を講じる必要があります。

ごみ処理状況 単位: トン,人

町名	人口	世帯数	可燃物	粗大ごみ	紙類	紙パック	ペットボトル	古布	ビン類	缶類	有害ごみ
旧岱明町	14,671	4,986	2,863.93	52.96	226.15	0.69	24.87	36.87	95.68	43.60	8.32
長洲町	17,712	6,376	3,820.44	91.59	136.06	2.08	37.12	31.99	138.77	51.44	8.35
南関町	11,568	4,012	1,899.99	33.18	35.97	0.04	17.96	4.05	84.88	39.36	3.63
和水町	12,379	4,002	1,550.30	25.19	24.75	0.06	13.14	5.21	91.02	32.92	3.94

資料: 平成18年度実績調査

〈基本方針〉

良好な環境を次世代に継承するために循環型社会の形成に向けて、住民と行政の協力のもと、ごみの減量化や再資源化等を推進します。

〈施策の体系〉

ごみ処理対策と再資源化

- (1) ごみ減量化の推進
- (2) リサイクル活動の推進
- (3) 不法投棄対策の推進

(1) ごみ減量化の推進

ごみ減量化の取り組みについては、今後の継続はもとより、ごみ袋の金額や資源ごみの有料化に係る見直しを有明広域行政事務組合等と連携を図りながら検討します。また、分別については、様々な行事等を利用して啓発活動を進めます。

地域で取り組む新たな事業としてマイバッグの利用を進めます。

(2) リサイクル活動の推進

ごみの分別、集団回収の徹底を図ります。

(3) 不法投棄対策の推進

地域でのパトロールを強化します。

第2節 自然環境保全

〈現状と課題〉

本町が有する豊かで美しい自然環境を保全するためには、町の面積の5割を占める山林の保全や菊池川とその支流の環境保全、地下水を保全するための取り組みが求められます。

山林については、外材の輸入増加に伴い林業だけでは生計が難しい等の理由により、 従事者の減少、高齢化が進行し山林が荒廃する状況にあります。

このことから、特に町有林及び個人の山林については森林組合との連携を図り、国・県の補助事業を活用した森林育成・管理が求められます。

河川環境については、生活雑排水の改善として公共下水道の整備、合併浄化槽の設置整備により生活雑排水の排出抑制に努めます。また、住民の活動では、水援隊やホタルを育てる会、生活環境を守る会等それぞれの団体が河川の清掃や環境保全のための活動を実施しています。婦人会では、*EM団子や廃油石鹸の奨励などの取り組みも進めています。河川の整備では、県や菊池川河川事務所等関係機関との連携を図り、環境に配慮した自然工法の河川整備を実施しています。

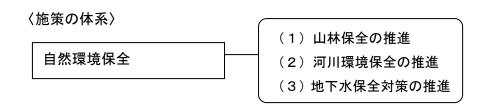
今後は、住民主体による河川環境保全活動の継続や県事業等の活用による環境に配慮 した河川整備が求められます。

地下水の保全に向けた取り組みについては、**<u>菊池川流域同盟</u>と連携し、町内 11 箇所 の河川の水質検査や事業所排水調査等を実施しています。

一方、住民の暮らしの中で欠かすことのできない飲料水については、安心安全、健康維持のために、各世帯の飲用水の水質検査を進めており、検査費用の 1/2 の補助を実施しています。近年、**硝酸性窒素の基準値を超えた世帯が見られ、その除去器の設置を推進しています。硝酸性窒素については、除去器の設置補助を行っていますが、直接地下水を浄化する対策は確立しておらず、汚染範囲すべての地下水を浄化するには膨大な時間と費用が必要となります。

〈基本方針〉

和水町の豊かで美しい自然環境を形成する山、川、地下水などを守り育てる取り組みを推進します。また、住民主体による環境保全活動を積極的に支援します。



(1) 山林保全の推進

山林の環境を保全するためには、木材生産・販売を増大させることが重要となります。 このため、森林組合との連携のもと、木材育成・山林管理体制の改善や地場で生産する 木材品質のPR等を強化することで需要の拡大を進めます。

荒廃している山林の環境を蘇らせるために、**森林の多面的機能に着目し、都市と農村の交流の場としての活用や川の上流域と下流域の交流等による山林保全の取り組みに努めます。また、山林の水源かんよう機能や CO2 削減効果など、山林の役割を学習する環境学習の場づくりについて検討します。

(2) 河川環境保全の推進

川を汚さない取り組みとして、住民主体による河川環境保全活動の継続はもとより、 生活雑排水の減少を図るため環境に配慮した商品(廃油石鹸等)使用の啓発を進めます。 また、水質調査を継続しその結果を公表することで、住民の河川環境に対する意識の高 揚を図ります。

住民が川で魚や水生生物と触れ合える「憩いの場」としての活用ができるように、親 水公園等の施設整備について検討します。

(3) 地下水保全対策の推進

水質汚染の主要物質である硝酸性窒素については、増加の要因が過度の化学肥料の使用がその一つと考えられ、JA等を通じて使用者への講習会を開催し、使用抑制に係る啓発活動を図ります。

地下水汚染の基準値を超えた地域(世帯)については、対策についての説明会や簡易水道の整備の必要性について検討していきます。ただし、簡易水道については、本町のほとんどが地下水に頼っており、また施設整備や管理には多額の費用が掛かることから、町内全域への簡易水道の普及は困難な状況にあります。

このため地下水の更なる保全を目指し、住民と企業、行政が一体となった取り組みを図ります。

第3節 環境教育

〈現状と課題〉

環境教育については、環境学習の実施とともに、環境保全に係る啓発活動が必要です。 また、環境美化活動や地球温暖化防止対策などの実践を通じた意識の高揚が求められま す。

環境学習については、水援隊による小学校児童への「環境学習」の実施を行っています。また、小学生への**子どもエコクラブ加入推進や生活環境を守る会では、不法投棄対策として鳥居の設置や先進地研修の実施を行っています。今後は町内外の環境に係る関係機関との連携強化や学習の場の拡大等が求められ、不法投棄を無くしていくために広報誌等を活用し住民の意識を高めていくことが必要です。

環境保全に関する啓発活動については、「菊池川の日」イベントの開催や水援隊だより、水質検査結果の町広報誌への掲載、*アイドリングストップ事業所(町内 12 箇所)の推進などを行っています。しかし、空き缶・タバコ・雑誌等の投げ捨ては無くならず、今後も継続して環境保全に関する意識向上に向けた啓発事業の取り組みが必要です。

環境美化活動については、町内企業や商工会等各種団体による県道沿いの空き缶拾い等清掃作業の実施や「くまもと・みんなの川と海づくりデー」に合わせた江田川等の清掃作業の実施、各地域での花壇の花植えや公役による清掃作業を行っています。

一方で、高速道路の陸橋等に落書きが見られることから、地域の方々と一緒に清掃作業を実施していく必要があります。

合併して和水町となったことから「和水町地球温暖化対策実行計画書」を新たに策定する必要があります。地球温暖化防止の取り組みは、世界規模での取り組みのため自分の事として捕らえ難いのが現状ですが、計画を策定・実行して行くことで地域の実質的な二酸化炭素などの排出抑制に寄与し、事務経費の削減に繋げていきます。

省エネルギー・省資源、廃棄物・リサイクル、緑化・自然環境等の取り組みを総合的 に推進していく体制づくりが求められます。

〈基本方針〉

住民主体の活動を支援すると共に、地域美化活動や環境学習を通じて町民の自然環境保全に対する意識の醸成を図ります。また、「和水町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温暖化防止対策を積極的に進めます。



(1)環境学習の推進

環境学習については、熊本県環境センター(水俣市)等の関係機関を活用しながら、 町内の環境活動団体のネットワーク化を図ります。また、菊池川流域同盟等の町外(流域)の団体との交流と連携の強化を進めます。

子ども会等との連携を図りながら、大人と子どもが一緒に環境学習ができる「場」(イベント、学習会)の提供について検討します。

(2) 環境保全に係る啓発活動の推進

*マイバッグ運動等の環境に配慮した取り組みを推進していくことで、住民の意識向上を図ります。また、家庭や地域社会、職場等における環境学習の拡大を進めます。

環境学習を提供する場として、自然体験を通じて環境問題への理解を深めてもらうため、 指導者の育成等について検討します。

(3)環境美化活動の推進

環境美化の取り組みを推進していくために、経済課や建設課、総務課等の関係課との 連携の強化を図ります。一方、環境美化推進地区の指定について検討します。

環境美化活動団体の取り組みについては、その活動内容を住民に知ってもらうことも 大切であり、広報誌へ掲載して、啓発を図ります。

(4) 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化対策については、「和水町地球温暖化対策実行計画」の 19 年度中の策定に 努めます。

地球温暖化は、全世界で取り組むことが必要であり、国が国民に示していくことが重要です。本町においても、自分の子どもや孫の世代に負の遺産を残すことは、恥ずかしいことであるということを町民一人ひとりが認識していくような取り組みを進めます。

具体的には、県から委嘱された地球温暖化防止推進員との連携を図りながら、環境家計簿の実践や3R=リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を目指します。

また、行政や住民、事業所、環境団体等が連携した取り組みを実施することで意識の向上を図ります。一方、環境に関する職員研修を実施し環境意識の向上を図ります。

第4節 上水道の整備

〈現状と課題〉

現在、簡易水道施設は3施設あり、平成18年度末現在の給水人口は1,315人、給水 戸数は390戸となっています。

平成18年度で許可区域内の配水管工事は概ね終了しました。今後は、許可区域内の 井戸水の汲み上げ水は水質汚染が懸念されるため、簡易水道への切り替えが求められま す。

また、生活用水の殆どを地下水に頼っている本町は、水質の悪化は深刻な問題です。 そのためその悪化要因の排除に向けた取り組みと、区域ごとの汚染度数を把握し必要に 応じて簡易水道の整備が必要です。

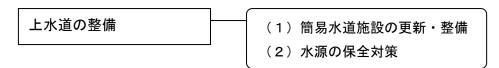
_水道施設の状況 (単									
		普及率							
	上水道	簡易水道	専用水道	用水道 飲料水供給 計					
荒尾市	47,669	274	7,925		55, 868	97.0			
玉名市	49,679	1,854	_		51, 533	70.9			
玉東町	_	4,772	_	_	4,772	82.6			
南関町	_	115	566	219	900	8.0			
長洲町	17, 525	_	_	_	17, 525	98.9			
和水町	_	1, 255	295	597	2, 147	18.0			
圏域計	114, 873	8, 270	8, 786	816	132, 745	_			

資料:平成17年度実績調査

〈基本方針〉

継続的に安全な水を安定供給するために、簡易水道の整備を進めます。一方で、水質 悪化を防止する取り組みに努めます。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 簡易水道施設の更新・整備

水質が悪化傾向にある本町の状況から、町全体を一定基準による区域化を図り、 定期的な水質検査等を行い状況に応じて簡易水道の整備を進めます。

(2) 水源の保全対策

自家用地下水の水質悪化が懸念される地域は、新たな水源の確保や水道施設の整備を図ります。

また、「第2節自然環境の保全の(3)地下位水保全対策の推進」に述べているように 水質汚染要因の排除に向けて、住民・企業・行政が一体となった取り組みを目指しま す。

第5節 下水処理施設の整備

〈現状と課題〉

下水道施設については、平成 18 年 4 月 1 日に供用開始(菊水地区 1550 人、60ha)を行い、区域内の下水道管の埋設も概ね終了しています。今後は下水道への加入促進へ力を入れる必要があります。

合併浄化槽については、菊水地区を市町村設置型、三加和地区を個人設置型で整備を 行っていることから、合併浄化槽の設置方式の一本化を図ります。

また、これまでに設置した個人設置型の合併浄化槽の維持管理方式の統一を目指します。

し尿及び浄化槽汚泥等処理状況 (単位:人、kl)

				処理量			1人当たり	
	排出量	浄化槽 汚泥量	農業集落 排水量	し尿収集量	計	自家処理量	処理人口	年間処理量
荒尾市	31, 339	5, 862	-	24, 856	30, 718	621	25, 172	1.22
玉名市	25, 863	11, 191	2, 982	11, 585	25, 758	105	46, 865	0.55
玉東町	3,668	2, 464	-	1, 183	3,647	21	5, 775	0.63
南関町	9,000	3, 489	-	5, 445	8, 934	66	10, 732	0.83
長洲町	5, 562	1, 966	-	3, 589	5, 555	7	4, 587	1.21
和水町	7,855	4,631	-	3, 134	7, 765	90	12, 379	0.63
圏域計	83, 287	29,603	2, 982	49, 792	82, 377	910	105, 510	0.78

資料:平成17年度実績調査

〈基本方針〉

下水道や浄化槽などの下水処理施設の維持管理を徹底することで、**公共用水域(河川、水路など)の水質汚濁を防止すると共に、美しく快適な住環境の確保を図ります。

〈施策の体系〉 (1)下水道施設の維持管理の推進 (2)公共下水道への加入促進 (3)浄化槽施設の維持管理の推進

(1) 下水道施設の維持管理の推進

下水道施設については、処理場やマンホールポンプ、管渠の維持管理等を図ります。

(2)公共下水道への加入促進

公共下水道への加入を促進するために、啓発用パンフレットの作成や地区説明会を開催します。

(3) 浄化槽施設の維持管理の推進

浄化槽施設については、個人設置の単独浄化槽を合併浄化槽への改修を進めます。 また、毎月の法定検査結果を元に個人設置型合併浄化槽の維持管理の適正化を推進し ます。

第4章 安全で快適に暮らせるまち【生活基盤・安全防災】

第1節 道路網の整備

〈現状と課題〉

幹線道路の整備については、九州縦貫自動車道や新幹線などの高速交通基盤の活用と 本町内外の円滑な交流・物流を促進させるため、国道・県道やそのアクセス道路の整備 が求められます。

生活道路の整備については、既存道路の改良や拡幅等を進め、幹線道路へのアクセス 機能を強化するために計画的な整備が求められます。

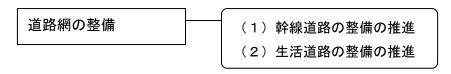
道路の状況 (単位:m、%)								
	実延長		実延長の内	市町道				
	天姓文	国道 県道 市町道		改良率	舗装率			
荒尾市	321, 609	19, 113	30, 989	271, 507	28. 3	99.1		
玉名市	909, 021	26, 463	91, 047	791, 511	47. 9	87. 9		
玉東町	112, 374	2,900	13, 654	95, 820	72.0	95.8		
南関町	262, 307	10, 708	29, 590	222, 009	44. 4	80.6		
長洲町	119, 550	6, 242	6, 525	106, 783	71.0	93.0		
和水町	327, 765	5, 631	71, 045	251, 089	73. 1	94.0		
圏域計	2, 052, 626	71, 057	242, 850	1, 738, 719	56. 1	91.7		

国道・県道のみ資料:H17年統計年鑑(4月1日現在)

〈基本方針〉

九州縦貫自動車道や九州新幹線などの良好な交通環境との連携を強化すると共に、人に優しい安全で安心して利用できる道路づくりに向け、効率的で体系的な道路ネットワークの構築を目指し、計画的な整備を図ります。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 幹線道路の整備の推進

生活行動圏の広域化等を踏まえ、国・県及び隣接市町との連携を強め、幹線道路のネットワーク化、主要道路や生活道路等とのアクセス向上を図ります。具体的には、東西の幹線道路となる国道 443 号、主要地方道大牟田植木線及び南北の幹線道路となる主要地方道玉名立花線、主要地方道玉名八女線の整備について、国・県への要望を進めます。

特に、一般県道の和仁菊水線、和仁山鹿線を合併支援道路として位置付け、行政と住民が一体となって道路整備促進期成会等を軸に国、県及び関係団体へ早期整備に向けて強力に働きかけます。

また、平成 23 年開業予定の九州新幹線(新玉名駅、新大牟田駅)及び阿蘇くまもと空港への広域交通拠点へのアクセス強化を図るうえで広域道路網の整備促進に向けて関係機関に求めていきます。

(2) 生活道路の整備の推進

地域住民の安全でかつ円滑な移動を目指し、相互に連結する路線の整備を継続的に進め、町内の効率的な道路ネットワークの形成を進めます。

第2節 住環境整備

〈現状と課題〉

町内では町営住宅 6 団地の管理や修繕等を行い、入居者の公募による住宅の提供を実施しています。住宅施設については、老朽化に伴う住宅の改修が求められます。

一方、家賃滞納者に対する徴収方法の見直しが必要です。

また、過疎化の進行を踏まえ、平成 11 年度に久井原住宅団地 52 区画を整備し、自然に溢れ住みやすい住宅地として好評のうちに分譲が完了しています。今後、本町の特性を生かした住みよい住宅地を造成し、定住促進を図る必要があります。

〈基本方針〉

町営住宅の改修や分譲宅地の開発を進め、やすらぎとゆとりを享受できる住環境の形成に努めます。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 町営住宅の整備、改修の推進

町内の多くの団地が建設当時からかなりの年月が経過しており、住民の要望や修繕の必要に応じて改修を進めます。

また、過疎化の進行や分譲住宅の開発等を視野にいれ、町民のニーズに応じ、住宅の改築整備に努めます。

(2) 宅地分譲の推進

過疎の進行抑制を目指し、宅地開発による優良宅地の提供を進めることで定住対策の 促進を図ります。

九州縦貫自動車道(菊水IC、南関IC)、平成23年開業予定の九州新幹線(新玉名駅、新大牟田駅)を利用することにより大都市圏への通勤・通学が容易になることから、アクセス道路の整備促進と併せて、住宅適地の調査や遊休公有地などを活用して、本町の特性を生かした宅地開発を進め、安価で、広々とした優良宅地の提供に努めます。

また、宅地開発については、周辺地域住民との良好で一体的な地域活動が展開できるような開発を進めます。

第3節 公共交通体系の充実

〈現状と課題〉

各世帯における自家用車の普及に伴い、通勤や通学、買い物等への路線バスの利用は 益々減少することが予想されます。しかし、高齢社会の現状を踏まえ、高齢者が移動す るための手段の確保が求められます。現在、町立病院のケアバス(1台・週4日)が町 内を巡回し、温泉施設でも無料送迎バスが運行されていることから、通院と温泉施設へ の交通手段は確保されています。

利用者の減少が著しいバス路線については、バス事業者から廃止の提案があり、路線バスの利用促進を積極的に働きかける必要があります。

高齢者の移動については、近隣住民や集落の協力による移動の確保が見受けられますが、事故等への対応が求められます。

〈基本方針〉

交通手段を持たない高齢者の移動手段としてバス路線や地域内交通手段の確保に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

〈施策の体系〉

公共交通体系の充実

- (1)路線バスの統廃合
- (2) 地域内交通手段の確保

(1)路線バスの統廃合

路線バスの維持の必要性に対する地域住民の意識の把握に努め、必要に応じて路線バスの統合や廃止を検討します。一方、町内を南北に結ぶ路線がないことから、南北路線の整備の可能性について検討します。

路線バスの運行は、地域住民の利用が大前提であることから、廃止された場合の影響などについて周知しながら、路線バスの維持について町民全体で考える意識の醸成に努めます。

(2) 地域内交通手段の確保

バス事業者の赤字路線からの撤退は不可避と考えられること及び公共交通空白地域の住民の移動手段の確保の観点から、*コミュニティバス、乗合タクシーなどの交通対策を検討します。

また、地域住民同士の助け合いや支え合いによる移動手段の確保については、有償ボランティアを含め検討します。

第4節 情報通信網の整備

〈現状と課題〉

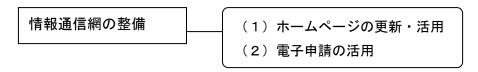
和水町ホームページでは、行政や観光、イベント情報を中心に掲載しています。更新については、随時各担当課職員が*CMS(コンテンツマネージメントシステム)を運用し、各課業務の詳細内容の変更にあたっていますが、今後更に掲載内容の充実が求められます。

県及び市町村との共同により、くまもと電子申請窓口よろず申請本舗を開設し、416種類の行政手続の利用が可能となっています。しかし平成17年3月の開設以来、和水町の利用者は皆無の状況にあります。その主たる要因として、申請手続きに住基カードを使用するため利用者が少ないといえます。

〈基本方針〉

情報化に対する町民のニーズを踏まえ、利用し易く利便性の高いホームページの内容 更新や電子申請の普及啓発に努めます。

〈施策の体系〉



(1) ホームページの更新・活用

近年のインターネット環境の拡充に伴い、閲覧者の増加が見込まれるため、ホームページの内容の充実を積極的に図ります。特に行政情報や各課業務内容、医療制度の内容などが考えられます。

今後は、バナー広告の募集による収入獲得のあり方について検討します。

(2) 電子申請の活用

和水町における住基カードの発行枚数は 54 枚であり、町民に広く普及していないため、普及促進を図ります。申請システムは、現行どおり熊本県との共同による利用を基本とします。

第5節 消防·防災

〈現状と課題〉

平成4年から平成5年にかけてオフトークや防災行政無線が整備されてますが設備の老朽化が進んでいます。特にオフトークについては、老朽化が激しく修理件数が年間100件を超える状況にあります。また、防災行政無線はアナログ形式であることから、合併を機に統一した情報伝達システムの構築が求められます。

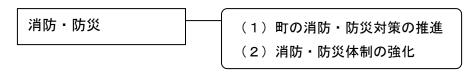
耐震性防火貯水槽については、平成 19 年度は 6 基建設しており、今後も、各区長からの要望をもとに確実な水利を確保する必要があります。ポンプ積載車については、耐用年数等を考慮した更新が求められます。

消防・防災体制については、自主防災組織と消防団の連携を進め、年末警戒、火災予防の防火パレード等を実施していますが、更なる体制の強化が求められます。

〈基本方針〉

災害から町民の生命や財産を守るために、非常時の情報連絡体制の強化や消防機材の 充実、自主防災体制の強化、防災意識の普及・啓発などを進め、総合的な消防・防災体 制の確立を目指します。

〈施策の体系〉



(1) 町の消防・防災対策の推進

①防災情報伝達システムの構築

防災情報伝達システムについては、旧町ごとのシステムの統一に向けて早急に計画し、 迅速なシステムの構築を進め平成 21 年の供用開始を目指します。

②消防機材の充実

耐震性防火貯水槽については、各区長からの要望をもとに調査を行い、効果的な水利 確保を図ります。またポンプ積載車については、耐用年数等を考慮して適切な配置を検 討しながら更新を進めます。配置のあり方については、分団、部、班の単位の統一化を 検討します。

③避難施設・場所の周知徹底

避難施設や場所の所在については、地域防災計画に記載し、住民に広報誌や行政無線等での周知徹底を図ります。

(2)消防・防災体制の強化

①消防団や自主防災組織の充実

自主防災組織と消防団の連携の強化として、自主防災組織ごとの防災マップ作成や防 火・防災啓発活動の実施を合同で推進し、消防団や自主防災組織の充実を継続的に進め ます。

②防災意識の啓発促進

現状の活動を継続的に実施しながら、新たに町全体での防災訓練等の実施を計画することで防災意識の醸成を図ります。また、自主防災訓練についても継続的に進めます。

第6節 交通安全

〈現状と課題〉

交通安全施設(ガードレール、カーブミラー、標語看板等)については、各地区の区長を通じ区の要望を申請したうえで、交通安全協会や建設課等が調査を行い、必要性、緊急性に応じて対応しています。

交通安全運動については、安全協会が主催するものですが、安全協会の機能不足により町主導となっています。このことから安全協会の機能充実が求められます。

交通安全に対する意識の啓発については、駐在所から発行する広報誌、全国交通安全 キャンペーン等で活動を行っており、また、朝の街頭指導を安全協会と指導隊が実施し ています。

〈基本方針〉

交通事故のない安全な生活を確保するために、交通安全施設の整備、更新を進めると 共に、町民と行政の連携による交通安全運動等を通じて、交通安全意識の向上に努めま す。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 交通安全施設の整備、更新

カーブミラーや標識については、角度の調整や清掃を行うことで耐用年数の延長を図るとともに、対策の施されてない危険箇所の減少を図ります。また交通安全協会による 点検の継続を図ります。

(2)交通安全運動の推進

交通安全運動については、交通安全協会との連携体制の確立を進めます。またキャンペーン内容については、各種団体と協力し効果的な運動の展開を図ります。将来は活動を公民館分館活動への移行を検討します。

(3)交通安全意識の啓発

交通安全意識については、広報や交通安全協会、交通指導隊、交通安全キャンペーン 等の活用による啓発活動の推進を図ります。また、和水町交通安全協会については、そ の機能や組織体制の充実を進めます。

第7節 防 犯

〈現状と課題〉

防犯灯の現状については、平成 18 年度から調査を行い、設置費用や設置場所、管理 経費等の基準案を既に作成しており、今後計画的な設置が求められます。

自主的な防犯活動については、地域警察連絡協議会を中心に青色パトロールによる巡回実施や車の鍵かけ調査等の防犯活動を実施しています。

防犯に関する啓発については、江田・板楠の駐在所だよりの定期発行を行っており、 今後の継続が求められます。

〈基本方針〉

すべての町民が犯罪から守られるように、警察機関との連携を強化し、防犯に向けた 環境整備や自主的な防犯活動等への支援を図り、安全で安心なまちづくりを目指します。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 防犯に向けた環境整備

和水町としての防犯灯設置基準及び維持管理の取扱いについて検討し、運用を図ります。

(2) 地域の自主的な防犯活動の推進

現状の活動を継続しながら、防犯関係組織の統一(公民館、青少年学校警察連絡協会、 防犯協会、安全協会等)を図り、スムーズな防犯活動が行われるよう、調整を進めます。 また、組織の統一化は、平成 20 年度の立ち上げを目指します。

(3) 防犯意識の啓発

防犯意識の啓発については、駐在所だよりの定期発行等の継続を図ります。

第5章 明日を拓く人材が育つまち【教育文化】

第1節 学校教育

〈現状と課題〉

本町の学校教育では、「豊かな心をもち、自ら学び、たくましく生きる児童生徒の育成」を目指し、確かな学力の向上をはじめ、豊かな人間性の育成、健康・体力の向上、開かれた学校づくり、教育環境の充実が求められます。

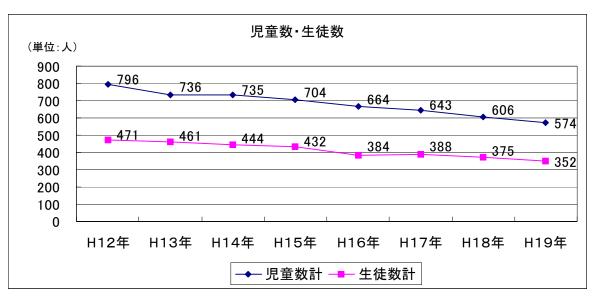
確かな学力の向上については、学力面では全国、県レベルにおいてある程度の成績を 収めているが、更に成績は伸びることが期待されることから、ドリル学習の充実や家庭 学習の強化、教師の指導力の向上などが求められます。

豊かな人間性の育成については、本町の子ども達は素直で明るく、よくあいさつをすると言われるが、中には規範意識に乏しい、友達との人間関係が築けない、自然の中で遊ぶことが苦手、協調性に欠けるなどの子ども達も少なくないことから、今後特に道徳を中心とした授業や指導が求められます。

健康・体力の向上については、本町の子ども達は学校体育や部活動などを通して体力は高い方に位置するが、中には運動不足で肥満的傾向にある子どもが増えていることから、体育や部活動における体力向上はもとより、自ら健康づくりを管理する能力の育成が求められます。

開かれた学校づくりについては、「学校完全5日制」の影響で、子どもが地域や家庭で過ごす時間が増えている状況の下、地域に開かれた学校づくりを積極的に進めることで地域・家庭における教育との連携を強める必要があります。

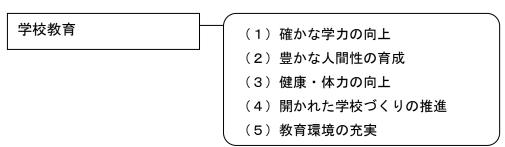
教育環境の充実については、少子化の影響で小学校の統合は避けて通れない状況にあ り、町民の英知を集めて、将来を見据えた学校のあるべき姿を模索していくことが求め られます。



〈基本方針〉

子ども達自身の個性を伸ばし、安心して伸び伸びと学ぶことができる教育環境と教育内容の充実を図ると共に、学校・家庭・地域が一体となって、健康で豊かな人間性を育む環境づくりを目指します。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1)確かな学力の向上

①教育課程編成の工夫と確実な履修

町内の指導力アップのために、「和水町学力充実フロンティア事業」を図ります。学校数値目標の設定、授業時間数の確保、**アンダーアチーバーゼロ(*1)を進めます。

②熊本型授業の展開と個に応じた指導の推進

自分の考えを持ち、表現させる授業づくりを進めます。**ピサ型読解力の視点に立った授業の展開や校内研修の充実、支援員制度の活用、町全体での組織的な研究授業の実施を図ります。

③学カテストの分析、指導と評価の一体化

課題分析と具体的な対応策、個に応じたきめ細やかな指導による基礎基本の徹底を図ります。具体的には、**スキル学習の充実や2学期制での評価と意欲喚起を進めます。

④読書活動の推進

読書習慣の形成を図ります。具体的には、図書の推薦や学校図書係の研修会、親子読書の推進、町童話発表会、県立図書館との連携、朝読書の充実、図書室の設営研修会などを進めます。

(2)豊かな人間性の育成

①魅力ある道徳の授業の創造

心の琴線に触れる教材づくりと授業の展開を図ります。また、自主性、自立性を高め

る児童会、生徒会活動の充実を図り、体験活動を通して道徳的実践力の強化を進めます。

②ふれあいを重視した積極的な生徒指導

不登校の子どもは現在いませんが、朝の登校時には学校にすんなりと向かない子ども も見受けられることから、不登校の子どもゼロを目指した組織的な取り組みを進めなけ ればならなりません。自分の学校に対する誇りを持たせる指導、関係各機関との連携、 学級経営の充実、子どもの心に寄り添う取り組みを進めます。

③人権を尊重し、差別を排除しようとする児童生徒の育成

人権標語の作成や仲間づくりを通して、一人ひとりを大切にする心の育成を図ります。

(3)健康・体力の向上

①教科体育と全教育活動を通じた体力の向上

運動量を確保した授業展開、選択制授業で意欲的な学習態度の育成を図ります。また、 心と体を鍛える体育指導を進めます。

②自らの健康・安全管理能力の育成

保健学習などにおいて、自己管理能力の育成を図ります。また、学校保健委員会の充実を進めます。

③積極的に運動に親しむ態度の育成

部活動やスポーツ行事等に積極的に参加する機会を増やし、人間性の高揚と体力の向上を図ります。

④*食育の推進

食育の全体計画を推進し、食育の意義、重要性を知ることで健康に関心を持ち、実践する体制づくりを進めます。

(4) 開かれた学校づくりの推進

①情報提供と学校評価

学校便りの発行と学校評議員制度の活用を進め、学校に対する外部評価の公表と家庭 と学校との課題、課題解決の方策の共有化を図ります。

②幼・保・小・中連携の強化

連携カリキュラムの作成と交流の実践や教職員合同研修会の実施、中学生による読み聞かせ隊、合同集団宿泊の実施、合同修学旅行の実施などを推進することで、幼稚園、

保育園、小中学校の連携の強化を図ります。

③地域ぐるみの子育て

放課後子ども教室の実施や読み聞かせグループ、生き生き選択学習、いきいき分館活動など、地域における活動の充実と促進による地域ぐるみの子育てを進めます。

④学校と地域との積極的交流

ボランティア活動での地域貢献や小中合同ボランティア等を実施し、学校と地域の交流を積極的に進めます。

(5)教育環境の充実

①学校施設の整備、充実

校舎等の耐震調査の結果を踏まえ、補強が必要な施設については適宜改修を図ります。 また、小学校統合のあり方について地域住民と積極的に検討し、統合に向けた準備を進 めます。

②教職員の研修と指導力向上

町教職員研修会の実施や自主研修会の支援、町内小中学校校長会・教頭会・各主任会の開催等を積極的に推進することで、教職員の指導力の向上を図ります。

③地域教育力の向上

地域ぐるみのあいさつ運動や花いっぱい運動などの地域活動を活用して、地域における教育力の向上を図ります。

第2節 社会教育

〈現状と課題〉

生涯学習については、公民館を活動の拠点として位置づけ、学習内容の充実や関係団体との連携、指導者の育成等が求められます。

公民館は、各種講座や自主サークル活動の場となっています。今後は幅広い生涯学習活動の拠点として、内容の充実や利用者の拡大が求められます。

学習内容は主に講演会中心の学習内容となっていることから、ライフステージごとの 学習者のニーズを把握し、ニーズに応じた内容充実が必要とされています。

各小学校区にある読み聞かせの会が読書の楽しさ、本のすばらしさを伝える取り組みを進めています。また、菊水ボランティアの会では公民館周辺の清掃、花植えを実施しています。このように、関係団体の連携による生涯学習の展開について今後更に検討し

ていく必要があります。

指導者については、高齢化・固定化が生じている状況を踏まえ、世代交代や育成に係る取り組みについて検討が求められます。

地域に学ぶ教育については、家庭教育・地域教育、人権同和教育の推進が求められます。

家庭教育・地域教育については、保育参観や授業参観時に出前講座による講演会を実施するなどの家庭教育支援推進事業の推進が求められます。

人権同和教育については、人権教育振興事業の補助を活用し、ふなやま講座・指導者 研修を実施しています。今後は更に参加者の拡大、内容の充実が求められます。

コミュニティ施設

和水町中央公民館

和水町三加和公民館



和水町中央公民館



和水町三加和公民館

〈基本方針〉

誰もが自らの意志で学習や活動ができる社会教育環境の充実に向けて、生涯学習の内容や活動拠点機能の充実を図ると共に、地域社会をフィールドとした学習の場づくりを進めます。

〈施策の体系〉

社会教育

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 地域社会に学ぶ教育の推進

〈基本施策の方向〉

(1) 生涯学習の推進

①公民館を拠点とした活動の推進

公民館の利用については、多くの方々が学習活動の場や地域づくり活動の場、町の情報発信の場などとして活用し、地域の様々な活動拠点として機能の向上を進めます。

②学習内容(プログラム)の充実

学習内容については、町単独では限界があるため、他市町との連携や県の事業との連携を図りながら、プログラムの充実を図ります。また、プログラムに対するニーズの把握に努めます。

③ボランティア団体との連携強化

ボランティア団体の把握に努め、社会教育・公民館活動を実施していくための協力団体との連携強化を図ります。

④指導者の育成

団塊の世代の人材を生涯学習の指導者として育成することを検討します。指導者を育成する講座を開設し、人材バンクの作成を進めます。

(2)地域社会に学ぶ教育の推進

①家庭教育・地域教育の推進

家庭教育力の向上、少子化等の問題に対処するため、妊娠出産期から思春期の子どもを持つ保護者、父親の家庭教育への参加促進を図ります。また、健康福祉課などの関係各課との連携を進めます。

②人権同和教育の推進

様々な人権問題の解決のために、あらゆる場、あらゆる機会を通して人権意識を培い、 差別意識の解消に向けた取り組みに努めます。また、学校や家庭、地域社会との連携体 制の構築を進めます。

第3節 社会体育(地域スポーツ)

〈現状と課題〉

社会体育については、スポーツ施設の整備やスポーツ振興計画の策定、**総合型地域スポーツクラブの推進が求められます。

体育施設については、老朽化が進んでおり、修繕が求められます。利用者が気持ちよ

く使えるよう、施設管理は十分に行っていく必要があります。

大規模なスポーツ大会が菊水地区の体育施設で開催される場合、既存の駐車場だけで は足りない状況にあり、駐車場の拡充が求められます。

スポーツ振興に係る計画は策定していないため、和水町独自のスポーツ振興計画の策 定が求められます。

総合型地域スポーツクラブ「みかわだっでんクラブ」が設立されていますが、会員数は横ばい状態にあり、会員増加に向けた取り組みが必要です。また、和水町全体で取り組むために、菊水地区での取り組み方について検討・調整が必要となっています。

スポーツレクレーション施設
和水町体育館
和水町スカイドーム 2000
和水町ふれあい会館
和水町弓道場
和水町総合グラウンド
和水町三加和グラウンド
和水町春富グラウンド
和水町南農村広場
和水町テニスコート



和水町体育館



和水町スカイドーム 2000

〈基本方針〉

誰もがあらゆる機会と場所において、自主的にスポーツを行うことができるようにスポーツ振興計画を策定し、計画推進体制の確立とスポーツ施設の充実に努めます。

〈施策の体系〉

社会体育(地域スポーツ) (1) スポーツ施設の整備 (2) スポーツ振興計画の策定 (3) 総合型地域スポーツクラブの推進

〈基本施策の方向〉

(1)スポーツ施設の整備

町内のスポーツ施設については、今後も老朽化は進み更に悪化することが予想され、 利用者の安全確保のため修繕等を必要に応じて適宜進めます。

駐車場の整備については、平成 20 年度を目標に地権者との話し合いや学校統廃合問題との整合をとりながら検討します。

(2)スポーツ振興計画の策定

スポーツ振興計画を策定することによって、生涯スポーツの取り組み方や方向性等の明確化を図ります。まずは、町民アンケートを実施して利用者のニーズを把握し、国や県、他の市町の取り組みとの整合を図りながら策定を進めます。

(3)総合型地域スポーツクラブの推進

総合型地域スポーツクラブについては、菊水地区で活動している種目団体の方々との意見交換を進め、これに基づいた体制のあり方について検討を図ります。みかわだっでんクラブの活動についても、同様に他のクラブを参考にしながら取り組みを進めます。

第4節 文化振興

〈現状と課題〉

文化振興については、町の歴史的文化的資源の保全と活用を進めるとともに、姉妹都市との交流による国際交流の推進、町で独自に活動する文化団体への支援などが求められます。

歴史的文化的資源の保全と活用については、町の主要資源である江田船山古墳や田中 城跡の活用方策について検討する必要があります。また、町史作成に伴い収集された膨 大な史・資料を整理し、保存・活用・公開する必要があるとともに、整理を行う場所の確 保も求められます。

また、江田船山古墳出土の遺物が、姉妹都市を締結している韓国公州市の武寧王陵の 出土遺物と酷似していることから、古くからの交流が確認されています。このようなこ とから、今後さらに交流を深めることが求められます。

文化活動については、現在菊水史談会、ボランティア団体等が文化活動を実践しているが、会員の高齢化及び減少が進んでおり、今後の活動のあり方や体制づくりについて検討する必要があります。

国指定の文化財

種別	名 称	所 在 地	指定年月日
史 跡	江田穴観音古墳	江田字中小4400	昭和19年11月13日
史 跡	江田船山古墳 付 塚坊主古墳 虚空蔵塚古墳	江田字大久保原365ほか 瀬川字清水原452ほか 江田字清原平292ほか	昭和26年 6月 9日
建造物	旧境家住宅	瀬川字清水原441-1	昭和43年 2月23日
史 跡	田中城跡	和仁字古城•田中	平成14年 3月19日
史 跡	豊前街道 腹切坂	岩字池入	平成17年 3月 2日
	史 跡 4件	建造物 1件 合計 5件	:

資料:和水町指定文化財一覧(平成19年4月1日現在)

県指定の文化財

天然 記念物	上十町権現のイチイガシ	上十町字猿懸	昭和40年 2月25日
天然 記念物	山森阿蘇神社のクス	西吉地字山森1398	昭和40年 2月25日
彫 刻	木造薬師如来坐像	板楠字丸田	昭和41年 1月31日
考 古	清原石人 付 石製品一括	江田字清原302	昭和48年11月26日
史 跡	若宮古墳	江田字中小路原3873	昭和48年11月26日
建造物	熊野宮宝塔	江田字神屋敷4349-1	昭和49年 3年23日
史 跡	長刀横穴一号	瀬川字長刀3589-1ほか	昭和50年 7月31日
史 跡	下岩官軍墓地	岩字河井ケ浦4151-2	昭和52年10月11日
彫 刻	木造薬師如来坐像	久井原字安田2347	平成 2年 1月19日
史 跡	トンカラリン	瀬川字長刀ほか	平成19年 月 日
史 跡	4件 建造物 1件 考古	1件 彫刻 2件 天然記念物	2件 合 計10件

資料:和水町指定文化財一覧(平成19年4月1日現在)

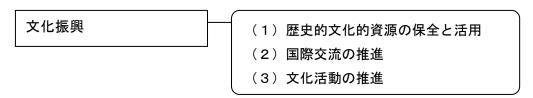
町指定の文化財

建造物	旧布施家	江田字清原302	昭和53年 5月 1日
建造物	日平宝筐印塔	日平字内浦775-3	昭和53年 5月 1日
建造物	中道宝塔	江田字横枕	昭和53年 5月 1日
建造物	内田五輪塔	内田字宮ノ脇	昭和53年 5月 1日
建造物	下津原西六地蔵	下津原字上西原3337-1	昭和53年 5月 1日
建造物	久井原六地蔵	久井原字北園	昭和53年 5月 1日
建造物	岩尻六地蔵	岩尻字徳丸138	昭和53年 5月 1日
建造物	焼米六地蔵	焼米字前田255-1	昭和53年 5月 1日
建造物	用木六地蔵	用木字横318	昭和53年 5月 1日
史 跡	日置の墓地	瀬川字奥原3144	昭和53年 5月 1日
史 跡	北原松右衛門ぜき	津田字下津留	昭和61年 4月18日
史 跡	佐藤固庵・草野潜渓の墓	山十町字橋上	平成元年11月21日
史 跡	金栗瀬助翁の墓	中林字杉谷	平成元年11月21日
彫 刻	中原地蔵板碑	平野字片峯937	平成元年11月21日
彫 刻	広徳寺の地蔵	上板楠字門出1959	平成 3年 5月21日
建造物	上津田(苧生田)の六地蔵	上津田字陳内1104	平成 3年 5月21日
史 跡	田中城岩地蔵(磨崖仏)	和仁字古城509	平成 3年 5月21日
	史 跡 5件 建造物	10件 彫刻 2件 合	計 17件

〈基本方針〉

貴重な文化財を次代に継承していくために、郷土の歴史や文化に対する町民の理解と 認識を促すと共に、調査・研究に努め保護と活用を図ります。また、町民自らが文化を 創造できるまちづくりを進めるために、町民の自主的な活動を支援します。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 歴史的文化的資源の保全と活用

トンカラリンについては、県指定を機に用地購入を進め、地元の要望も含めた整備を 行い、資料館・旧境家などとともに肥後古代の森と一体的な整備を進めます。

田中城跡については、保存・管理計画を策定し、資料館建設を含めた全体整備を進めます。また、崩落防止など法面保護策について検討します。

また、町史編纂に伴い収集された資料の整理や公開、合併前に両町で収集された遺物などを収蔵する施設の整備を図ります。さらに、町内に所在する文化財を町民や見学者に理解してもらうために、案内板や道標の整備について検討し、史跡めぐりなどの実施を図ります。

(2) 国際交流の推進

姉妹都市「韓国公州市」との交流については、行政レベルの交流だけに止まらず、文 化団体や住民同士の交流を深める取り組みについて検討します。

(3) 文化活動の推進

文化活動体制については、三加和地区を含めた会員募集による体制の若返りを進めます。また、文集なごみの発行や映画上映会、音楽会などの和水らしさのある文化活動の内容充実を図ります。

第6章 分権社会に対応する自立したまち【協働のまちづくり・行財政運営】

第1節 自律的な*コミュニティ形成

〈現状と課題〉

本町では自律的なコミュニティの形成に向け、里づくり運動をはじめとする自主的な地域づくり活動の支援が求められます。三加和地区においては、複数行政区の連携による住民自治組織が設置され、自主的主体的な活動を展開しています。今後は行政運営の実働体制として位置づけることが必要です。

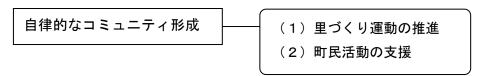
行政における支援体制については、職員は住民の一人として地域づくり活動へ積極的に参画することが求められます。

また、町民が主体となった地域づくり活動への支援が求められます。現在は、地域づくり推進補助金交付制度を設け、町民の自主的主体的な活動の支援を実施しています。 本制度は行政区の連携を誘導する補助制度であるが、菊水地区では利用がない状況であり、今後利用促進に係る啓発活動が求められます。

〈基本方針〉

里づくり運動をはじめとする自主的な地域づくり活動を支援することで、自律的なコミュニティの形成を目指します。またサポートの役割を果たす職員の意識の向上を図ります。また、町民一人ひとりが地域に誇りと連帯感を持って地域活動に取り組めるように、自主的な活動を積極的に支援します。

〈施策の体系〉



〈基本施策の方向〉

(1) 里づくり運動の推進

里づくり運動の活動体制については、三加和地区においては世帯数200戸程度を基準に組織化されています。今後は、菊水地区での学習会等を進めながら、地域づくりに対する意識の醸成と活動体制の整備を図ります。

なお、将来は<mark>行政区の再編を含め、</mark>行政運営の実働体制として位置づけることを検討します。 このため、小学校区を範囲とした地域づくりの方向について検討します。

(2) 町民活動の支援

職員の対応については、地域づくりの意識の向上を図り、誰もが同様に支援できる体制の構築を進めるとともに、活動助成金交付制度により町民の主体的な活動の拡大を図ります。

第2節 行財政運営

〈現状と課題〉

行財政運営については、行財政改革や行政評価システムの導入が求められます。また、 多様化する行政運営に対し、行政職員の資質の向上を進める必要があります。

行財政改革については、本町では国が定める地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき、集中改革プランを策定しました。本プランでは平成17年を起点として、平成21年度を目標として集中的に実施することが求められています。また、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立したことから、これまでの地方財政再建促進特別措置法に代わり、財政健全化法にもとづき自治体の財政健全化が求められています。

今後更に、効率的かつ効果的な政策の立案や施策の実施が求められることから、行政評価システムの導入に向けた検討が必要です。また、職員の資質の向上については、現在県の研修事業や総務省市町村アカデミー等に参加しており、継続的な研鑽が求められます。

〈基本方針〉

集中改革プランの着実な遂行と事務事業の再編・整理を図ると共に、行政評価の導入、 職員の資質の向上に努め、健全な行財政運営ができるまちづくりを進めます。

〈施策の体系〉

(1) 行財政改革の推進 (2) 行政評価システムの導入 (3) 職員の研鑽

〈基本施策の方向〉

(1) 行財政改革の推進

事務事業の再編・整理については、組織の再編、補助金等の整理合理化、事務事業の整理給を進めます。具体的には、民間委託や定員管理の適正化、給与の適正化、第三セクターの見直し等の経費節減を図ります。

また、財政健全化法にもとづき、健全化判断比率 (①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)を算出し、監査委員への審査や議会報告、町内への公表等を図り、健全化に向けた自主的な財政運営を進めます。

(2) 行政評価システムの導入

今後必要性は高まることが予想されることから、本町独自の行政評価のあり方について検討します。

(3)職員の研鑽

県の研修事業や総務省市町村アカデミー等への参加を継続しながら、職員の資質の向上を図ります。

第3節 男女共同参画

〈現状と課題〉

町では、男女共同参画推進委員会を設置し、考え方や活動の普及を進めています。今後は、男女共同参画社会の実現に向けた支援について検討し、性別や年齢を超えた新しい意思決定の枠組みの構築が求められます。

〈基本方針〉

男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画推進委員会を中心に国や県・近隣市町との連携のもと、町民や企業の主体的な参画による啓発活動などを図り意識の高揚に努めます。

〈施策の体系〉

男女共同参画 (1)男女共同参画の推進

〈基本施策の方向〉

(1) 男女共同参画の推進

男女が本町のあらゆる分野において対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、男女共同参画社会の形成を進めます。

男女がともに自立し、多様な生き方を実現するためには、固定的な性別役割分担の意識を是正することが重要であり、あらゆる分野で性別にとらわれない意識づくりについて検討を図ります。

第7章 ユニバーサルデザインの推進

第1節 ユニバーサルデザインの啓発・導入

〈現状と課題〉

町では、全ての人にとって使い易いデザインとして、ユニバーサルデザイン (UD) の考え方を学び、積極的な導入が求められます。現在は公的施設におけるバリアフリーや役場での車椅子の設置などを実施しています。

〈基本方針〉

すべての人に優しいまちづくりの実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ と共に、普及・啓発に努め、積極的に導入します。

〈施策の体系〉

ユニバーサルデザインの啓発・導入

(1) UDの導入と普及推進

〈基本施策の方向〉

(1) UDの導入と普及推進

本町ではすべての人に優しいまちづくりの実現に向け、UDの考え方を多くの町民が理解し、主体的に実践するための普及啓発活動を進めます。また公共施設や交通機関などにおけるUDの導入について検討します。まずは、公共施設及び周辺道路などのバリアフリー点検をおこない、優先順位を明確にした上で順次対策の実施を進めます。

また、UDの普及を図るため、地域や小中学校、町内の各種事業者に対する意識啓発を図ります。

資 料 編

- 1. 諮問·答申
- 2. 計画策定の経過
- 3. 用語解説
- 4. 総合計画策定審議会委員名

1. 諮問·答申

和水総第319号 平成18年3月26日

和水町振興計画審議会 会長 福山精一 様

和水町長 坂梨豊昭

和水町振興計画(平成20年~平成29年)基本構想に関する 諮問について(伺い)

和水町振興計画(平成20年~平成29年)基本構想については、和水町振興計画 審議会に諮問することとしてよろしいか伺います。

※和水町振興計画基本構想は、素案の段階ですが、現在の進捗状況を説明し、基本 構想の素案段階から委員会の意見を聴取し、修正等を加えながら、基本構想(案) を策定し、次回以降の審議会において答申を得ようとするものです。

振計審第1号 平成19年11月30日

和水町長 坂梨豊昭 様

和水町振興計画審議会 会長 福山精一

和水町振興計画 基本構想(案)について(答申)

平成18年3月26日付和水総第319号により諮問を受けた標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

当審議会に諮問された和水町振興計画(和水町まちづくり総合計画)基本構想 (案)は、これからの和水町のまちづくりの理念や基本的方針を定めたものです。

和水町は、平成18年3月1日に旧菊水町と旧三加和町が合併して誕生した町です。 この合併に際して、早期の一体性の確立と新町のまちづくりを推進するために策定された「菊水・三加和 新町建設計画」との整合性を保ちつつ、住民アンケート調査や行政懇談会等を通じて住民意向の把握に努め、基本構想(案)が策定されました。

当審議会では、諮問を受けた基本構想(案)について、総合的、長期的な視点に立って慎重に審議を行った結果、和水町の計画的なまちづくりの指針を定めるものとして、妥当であると認めます。

また、基本計画(案)についても、基本構想の実現に向けて施策を体系的に組み立てられており、その内容は全体として妥当であると認めます。

なお、今後のまちづくりにあたっては、「希望あふれ、人と地域が輝くまち」の実現に向けて、次の点に配慮して行政と町民が協働して取り組まれることを望みます。

1. これからのまちづくりを進めるためには、行政ばかりではなく、まちづくりの主役である町民が参画できる仕組みづくりが必要です。

そのためには、行政各部局の連携を密にしながら「人の誘致」「人の育成」「人のネットワーク」の体制をつくり、町民と行政の協働のまちづくりを進めていただきたい。

2. 計画策定の経過

年月日	会議名等	内容	
H18. 7	和水町振興計画の策定に関する方針決定		
H18. 8. 18	行政懇談会	ふれあい会館 (79名)	
H18. 8. 22	行政懇談会	三加和公民館(113名)	
H18. 9. 12	和水町振興計画審議会を設置		
H 18. 9. 12	職員研修会	和水町の今後のまちづくり (審議員2名、職員4名、コーディネーター1名)	
H18. 9	住民アンケート調査の 実施	18歳以上無作為抽出 1500人(755票回収)	
H19. 1. 15	職員チーム会議	アンケート調査結果の検討会	
H19. 1. 30	職員チーム会議	アングード朔旦和木の状形云	
H19. 2. 23	職員チーム会議	基本構想(素案)検討	
H19. 2. 26	幹部会議 アンケート調査結果の報告と基本計画(素 案)の説明		
H19. 3. 1	住民案ケー調査結果の概要を広報なごみ、町HPに公表		
H19. 3. 19 ~3. 23	基本構想(素案)に対する各部局への意見聴取		
H19. 3. 26	第2回振興計画審議会	基本構想(案)の諮問	
H19. 3. 29	職員チーム会議	基本構想(案)の検討	
H19. 4. 23	議会全員協議会において	[基本構想(案)を説明	
H19. 5. 7 ~5. 18	行政懇談会(301名)	住民アンケート調査結果の概要と基本構想 (案)の概要を説明	
H19. 6	各部局における「現状と課題」の作成		
	各種公的団体への聞取り調査 (老人会、婦人会、青年団、JA,森林組合、商工会)		
H19. 7	各部局における主要施策に対するヒアリング調査		
H19. 8. 7	職員チーム会議	基本計画構成の検討	
H19. 10. 10	職員チーム会議	基本計画(案)の検討	
H19. 11. 13	第3回振興計画審議会	基本構想・基本計画ともに妥当であるとの答 申	
H19. 12. 19	基本構想を12月定例議会において審議可決		

3. 用語解説

ページ	用 語	解説		
P 3	アクセス	接近すること。また、交通の便。		
P19	問題行動	不登校(登校拒否)、引きこもり、家庭内暴力、非行、自傷行為、言語発達遅延、自閉症など。		
P20	行政評価システム	行政活動を一定の基準・視点にしたがって評価し、その結果を改善に結びつける手法。		
P23	発達障害	心身の機能の発達が滞った状態。知的障害・自閉症など。		
P23	極小未熟児	胎在32週未満・1000~1500g の赤ちゃん。		
P23	生活習慣病	心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・高脂血症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣		
		起因すると考えられる病気。従来は成人病と呼ばれてきたが、平成8年(1996)厚生省がこの名称を導		
		入した。		
P24	生活機能の評価	心身機能・構造、活動、参加の全てを含む包括用語で、人が生きることの3つのレベル(生命、生活、人		
		生)に対応する。		
P25	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については		
		新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。		
P25	ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。		
P26	特定高齢者	65 歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。介護予防の観点から		
		行われる健診の結果、生活機能の低下が心配される人、要介護認定の非該当者、保健師などが行う訪		
		問調査などの結果、生活機能の低下が心配される人などが該当する。		
P28	障害者自立支援法	障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことが		
		できるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害者及び障害児の福祉の増		
		進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのでき		
		る地域社会の実現に寄与することを目的とする。		
P33	バリアフリー	障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわ		
		りにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例。		
P34	メタボリックシンドローム	内臓脂肪症候群		

ページ	用 語	解説		
P37	医療圏	一次医療圏は地域保健法、二次および三次医療圏は、医療法において定められている区域。		
		一次診療圏とは、一般的には市町村がこれにあたる。二次医療圏とは、一般的には、都道府県内をいく		
		つかのエリアに分けた区域。三次医療圏とは一次医療圏や二次医療圏で対応することが困難で特殊な		
		医療需要に対応する区域で一般的にはその都道府県全域を示す。		
P40	水源涵養	雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林機能。		
P41	Uターン、Iターン	U ターンとは、地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻		
		って働くこと。 I ターンとは、生まれ育った故郷以外の地域に就職すること。 主に都心で育った人が地方		
		の企業に就職する場合に使うことが多い。Jターンとは、地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その		
		後また故郷とは違う別の地方に移住して働くこと。		
P41	中山間地域直接支払制度	農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、耕作放棄の原因となる農業生産の不利性を補う直		
		接支払を実施。適正な農業生産活動の維持を通じ、農地の多面的機能の維持を目的とした制度。		
P41	農地·水·環境保全向上対策	我が国の農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が、高齢化や混住化等により困難になってきてい		
		ること、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化への対応が必要なこと、我が国農業生産全体の在り		
		ること、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化への対応が必要なこと、我が国農業生産全体の在り 方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、地域ぐるみでの効果の高い		
		共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援するもの。		
P42	グリーンツーリズム	農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その		
		地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。		
P42	内水面漁業	河川・湖沼などで行う漁業および養殖業。海で行う海面漁業に対していう。		
P49	リサイクル	資源の有効利用および環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用すること。資源再生。		
P51	EM団子	米ぬかを EM 菌で発酵させ、団子状にしたもので、EM ボカシと呼ばれているもの。		
P51	菊池川流域同盟	住民代表と流域 21 市町村が河川を浄化する目的で結成されたもの。河川浄化のための共同宣言を採		
		択、毎年10月18日前後の日曜日を「菊池川の日」として、統一の河川浄化条例を制定することなどを決		
		めた。今日では発足当初21あった市町村も合併により平成18年度から9市町となった。		
P51	硝酸性窒素	硝酸性窒素は硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在している。肥料、		
		家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶		
		け出し、富栄養化の原因となる。		

-	٦	-
•	J	•

ページ	用 語	解説	
P52	森林の多面的機能	森林が持つ、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの機能。	
P53	子どもエコクラブ	こどもエコクラブは、こどもが誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省が応援している。クラブが自主	
		的に行う活動で、生きもの調査、町のエコチェック、リサイクル活動など、環境に関することなら何でも活	
		動となる。	
P53	アイドリングストップ	エンジンを搭載した自動車、オートバイにおいて、停車中の待機動作を停止することで燃料消費・排ガス	
		出力を抑えることを意味する。	
P54	マイバック運動	自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動。	
P56	公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。河川、湖沼、港湾、	
		沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路。ただし、下水道は除	
		<. − − − − − − − − − − − − − − − − − − −	
P61	コミュニティバス	一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバス。小型バスで住宅地の内部まで入った	
		り、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するためのもの。	
P61	CMS	コンテンツマネージメントシステム。テキストや画像などのデジタルコンテンツを統合的に管理し、配信な	
		ど必要な処理を行うシステムの総称。コンテンツ管理システムとも呼ばれる。	
P67	アンダーアチーバ	心理学で、健康・性格・環境などに原因があって、知能水準から期待される水準よりはるかに低い学業	
		成績を示す者。	
P67	ピサ型読解力	書かれている文章やグラフなどを自ら考えて、利活用する能力。	
P67	スキル学習	自ら意欲的に繰り返し学習すること。	
P68	食育	国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自	
		らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための	
		学習等の取組み。	
P71	総合型地域スポーツクラブ	いつでも・どこでも・だれでも継続的にスポーツに親しめる環境つくりを目指す、地域に根ざした自主運	
		営型・複合型スポーツクラブのこと。	
P77	コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。	
		血縁・地縁など自然的結合により共同生活を営む社会集団。	

4. 総合計画策定審議会委員名簿

氏名		名	役 職 等	大字·校区	
1	下川	直文	区長、商店経営	電門	中
2	水上	光德	社会教育委員	日平	南
3	米川	利也	区長、元町職員	高野	東
4	内田	耕臣	肥育農家、認定農業者役員	久井原	西
5	鍋島	安廣	農業、元町議会議員	板楠	緑
6	小山	忠	里づくり会長、教育委員	和仁	春富
7	陶山	えつ子	県難病相談支援センター所長	津田	神尾
8	福山	精一	和水町議会議長	平野	神尾
9	前川	昭八郎	高齢者福祉関係	用木	南
10	池田	聰明	商工関係(菊水商工会長、書店経営)	江田	中
11	菊川	ヨリ子	女性関係(婦人会長)、元合併協議会委員	竃門	中
12	有働	淳二	農業関係(認定農業者副会長)	上和仁	春富
13	中山	洋子	商工関係(事務補助員、前女性部長)	大田黒	神尾
14	山崎	照代	農業・地域づくり関係(スイカ、ボランティア)	大屋	東
15	髙木	美智代	農業・福祉関係(酪農、母子保健推進)	竃門	西
16	藤井山	」京子	元合併協議会委員	板楠	緑